

第2期
香芝市
子ども・子育て
支援事業計画



香芝市

令和2年3月

はじめに



近年、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下が課題となっており、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

本市では、平成 27 年 3 月に「香芝市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。市民の多様な保育・子育て支援ニーズに応えるため、教育と保育の一元化に努め、待機児童の解消、病児保育施設の設置、放課後児童クラブの施設整備を図ってまいりました。また、中学校給食を開始し「食育」を推進すると共に、子育て世代包括支援センターの拡充に努めてまいりました。

今後は、「幼児教育・保育の無償化」や「働き方改革」により、子育てや暮らしのあり方が、ますます多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といったサービス利用者の視点に立った子育て支援が重要となってまいります。

このような状況を踏まえ、地域の方々に見守られながら、子どもが健やかに育ち、子育てを楽しむことが出来る環境を整える必要があると考え、「第 2 期香芝市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の取り組みを計画的に推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査等により貴重なご意見をいただいた皆様、慎重にご審議いただきました香芝市子ども・子育て会議委員の皆様には深くお礼申し上げますとともに、今後の計画推進に向け、引き続きご支援ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

香芝市長

A handwritten signature in black ink, reading '吉田 弘明' (Yoshida Shigeaki). The signature is written in a cursive style.

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向	3
第2章 香芝市の子どもを取り巻く現状と課題	5
第1節 人口や世帯の状況	5
第2節 子どもの状況	7
第3節 就労の状況	9
第4節 婚姻の状況	10
第5節 教育・保育等の利用状況	11
第6節 子ども・子育て支援に関する利用意向	14
第7節 第1期計画における取り組み状況と今後の課題	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
第1節 計画の基本理念と基本目標	20
第2節 基本的な視点	21
第3節 施策の体系	22
第4章 施策の方向	25
第1節 地域ぐるみで子どもと子育てを支えるまちづくり	25
第2節 いきいき子育てできるまちづくり	29
第3節 子どもがのびのび育つまちづくり	36
第5章 子ども・子育て支援の体制整備	40
第1節 提供区域	40
第2節 児童人口の推計	41
第3節 教育・保育の量の見込み及び確保の方策	42
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	45
第6章 計画の推進体制と進行管理	60
第7章 資料編	61
第1節 計画の策定経過	61
第2節 香芝市子ども・子育て会議委員名簿	62

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 国の動向

平成30年の全国の合計特殊出生率は1.42であり、奈良県はそれを下回る1.37となっています。少子化により子どもの数が減少しているにもかかわらず、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所等では待機児童の増加が社会問題化しています。

国では待機児童数が依然増加していることを受け、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」を平成28年4月1日から施行しています。改正法は、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げようとするものです。

平成29年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、令和元年度末までの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも令和2年度末までの3年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成29年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小1の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

さらに、平成29年12月には、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と、「生産性革命」の2本柱の新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。その中では、「幼児教育・保育の無償化」を2兆円規模で実施し、その財源は令和元年10月の消費税増税分の用途変更などで確保するとなっています。幼児教育・保育の無償化については令和元年10月から実施しております。

また、次世代育成支援対策推進法は、平成26年度末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を10年間延長（令和7年3月31日まで）しています。

2. 県の動向

奈良県では、平成17年3月に策定した奈良県次世代育成支援行動計画「新結婚ワクワクこどもすくすく Plan」及び平成22年3月に策定した奈良県次世代育成支援後期行動計画「奈良県こども・子育て応援プラン」に基づき、社会全体で結婚と子育てを応援し、子どもを健やかに育むことができる環境づくりを推進してきました。平成27年には「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」（平成27～31年度）を策定し、「結婚・子育てをみんなで支える社会づくり」「結婚の希望の実現と次代

の親の育成」「子どもの健やかな育ちの実現」を基本目標に各種施策を推進してきており、現在、その次期計画を作成中です。

3. 市の動向

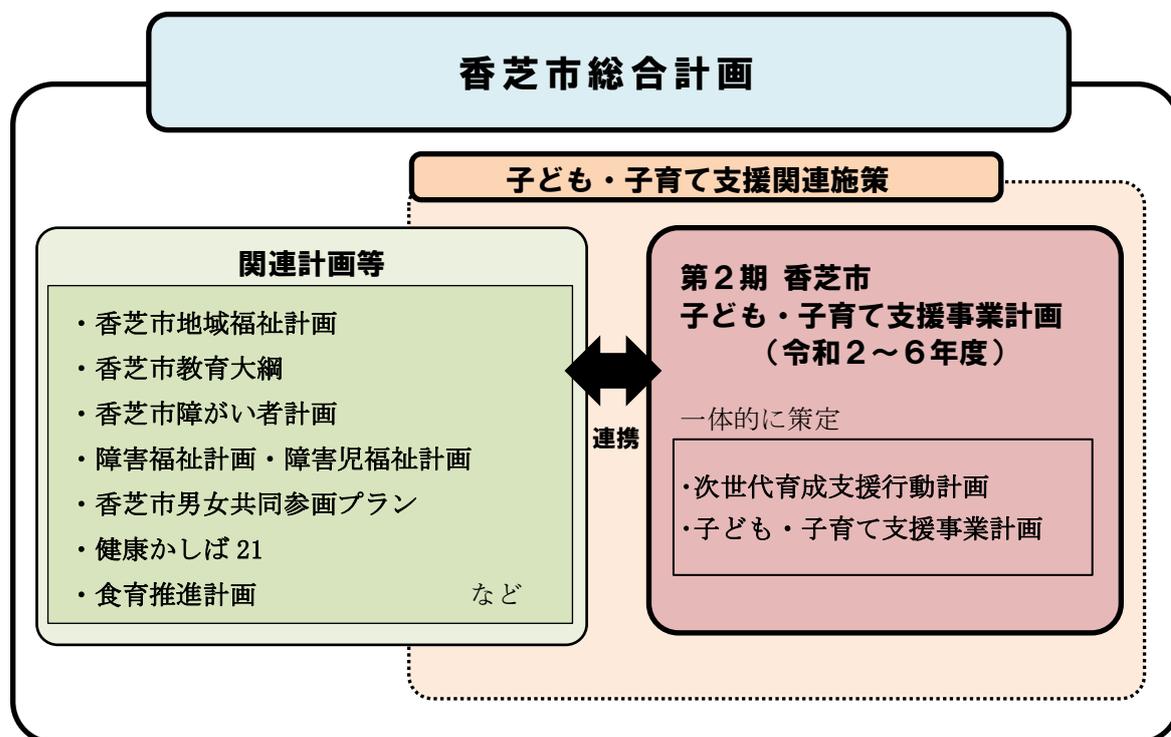
本市においては、子ども・子育て支援新制度に対応した「香芝市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、多様な子育て支援事業を推進しています。

このたび、第 1 期計画が令和元年度末をもって終了することから、市民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、香芝市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とした「第 2 期香芝市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

第 2 節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 2 条（基本理念）を踏まえ、同法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」（任意策定）と一体的に策定します。

また、この計画は、市の最上位計画である「香芝市総合計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における「香芝市地域福祉計画」「香芝市障がい者計画」「香芝市男女共同参画プラン」「健康かしば 21」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。



第3節 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度を初年度として、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成					令和				
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	香芝市子ども・子育て支援事業計画					第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画				
								中間年 見直し		

第4節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本指針の改正方針】

- 1 市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させる
 - (1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備
 - (2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応
 - (3) 海外から帰国した幼児や外国人幼児等への支援・配慮
- 2 平成28年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し
- 3 新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記
- 4 これらの他、第198回国会（常会）に提出予定の幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた改正を今後検討

平成31年2月18日に開催された「子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】」

また、わが国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

【子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要】

1 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

2 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、支給要件を満たした子供が対象施設等を利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の認定を受けた者を対象とする。

②支給要件

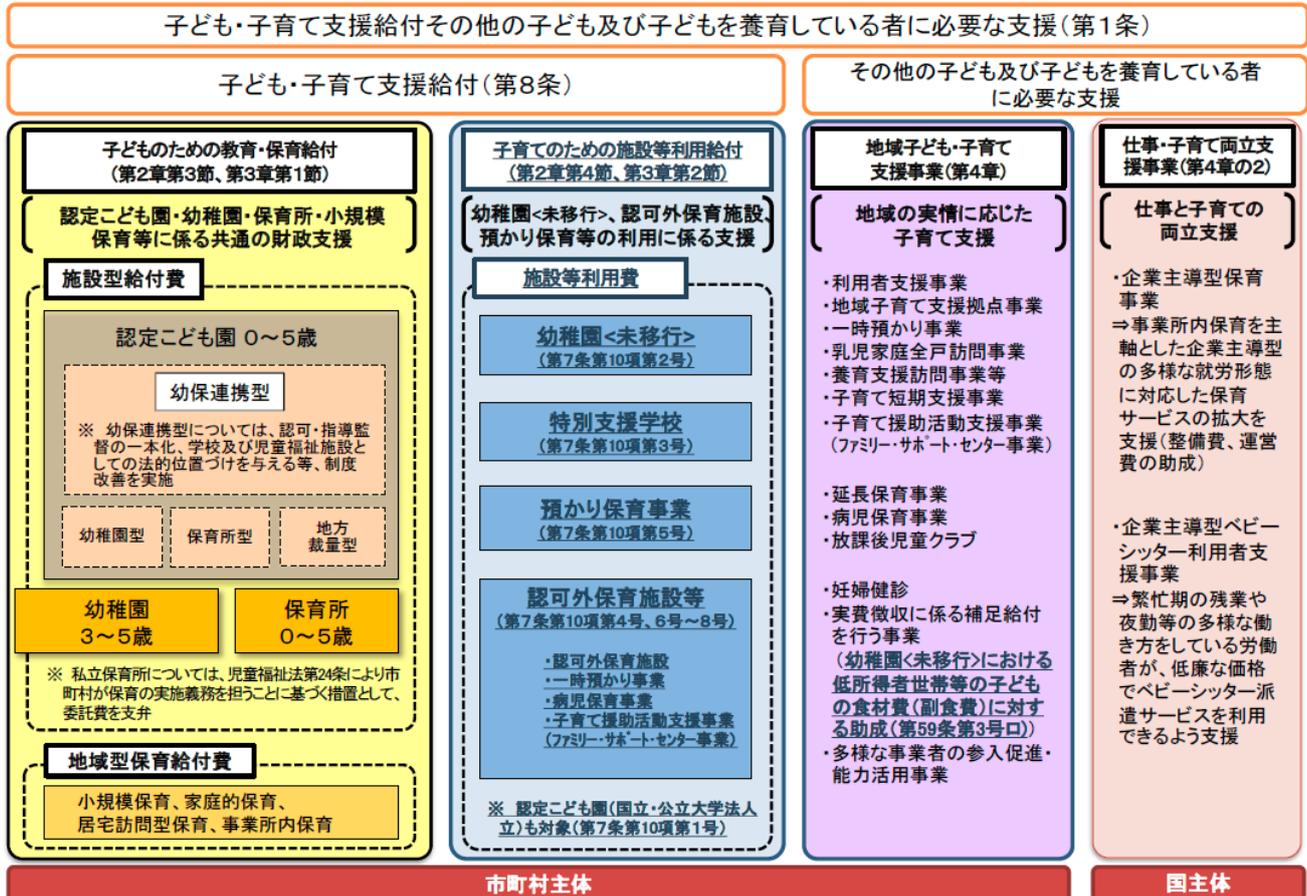
- ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1。

(3) その他

子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の法律による改正部分

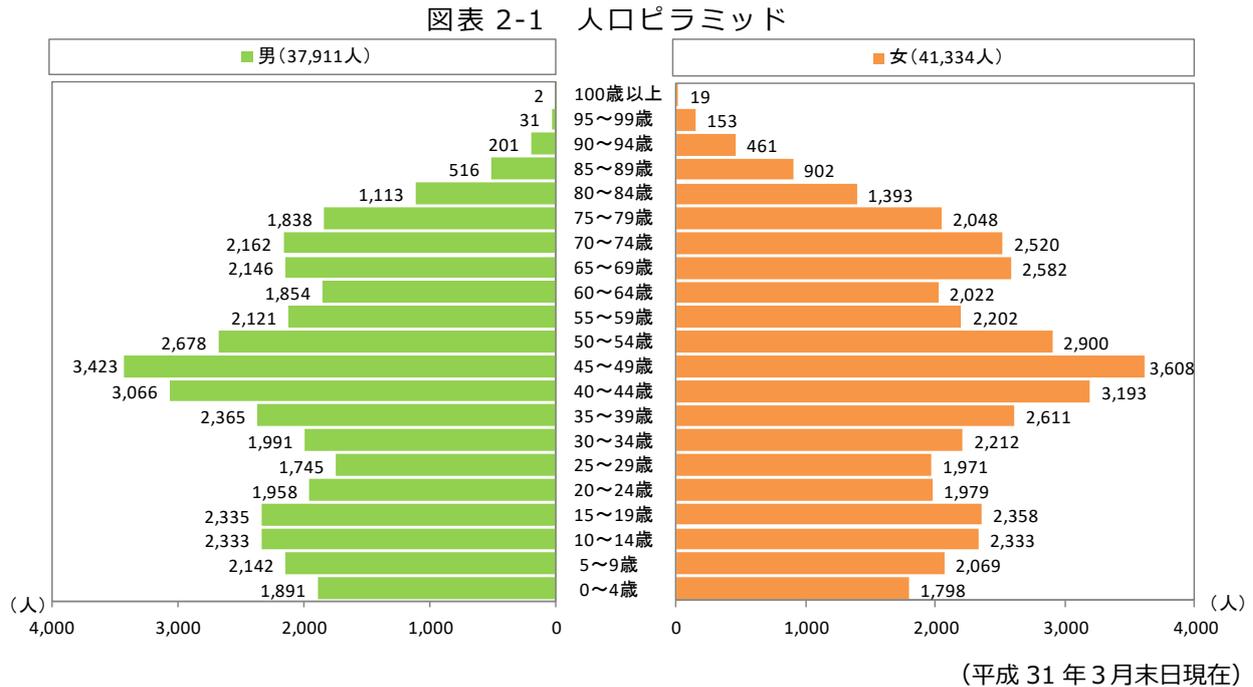


第2章 香芝市の子どもを取り巻く現状と課題

第1節 人口や世帯の状況

1. 人口構造

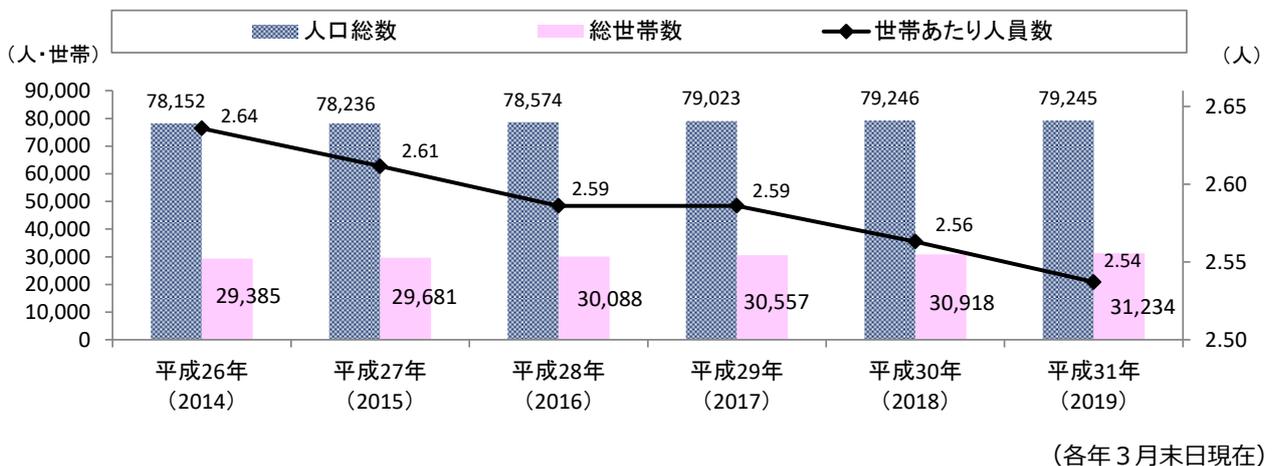
香芝市の人口は、平成31（2019）年3月末日現在、男性37,911人、女性41,334人となっています。5歳階級別にみると、男女ともに45～49歳で最も多くなっています。



2. 総人口・世帯数の推移

香芝市の人口は、平成26（2014）年より7万8千人から7万9千人台で推移しています。世帯数は増加傾向にありますが、世帯あたり人員数は減少しています。

図表 2-2 総人口・世帯数の推移



3. 年齢3区分別人口の推移

香芝市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方、高齢者人口は増加し続けています。割合も同様の動きとなっています。

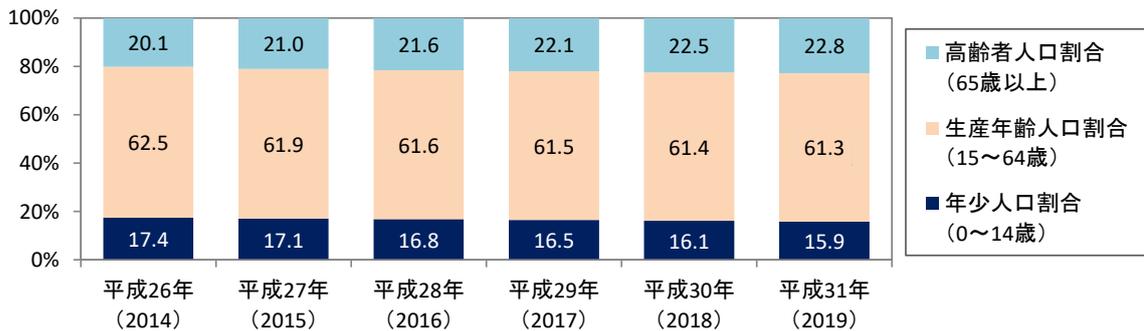
また年少人口を5歳階級別の3区分でみると、「10～14歳」「5～9歳」「0～4歳」の順に多い状態で推移しており、すべての区分で人口は減少が続いています。

図表 2-3 年齢3区分別人口の推移



(各年3月末日現在)

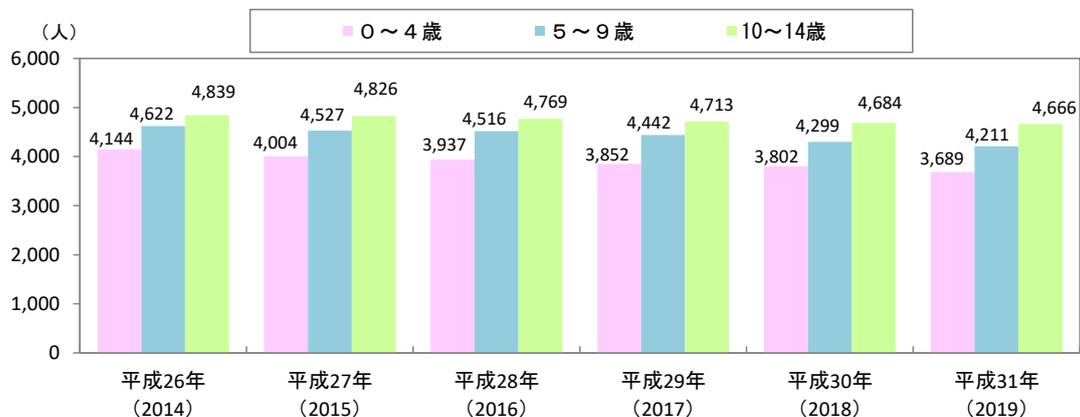
図表 2-4 年齢3区分別人口構成比の推移



(各年3月末日現在)

※端数処理のため、割合の合計が100%にならないことがある。

図表 2-5 年少人口（5歳階級別）の推移



(各年3月末日現在)

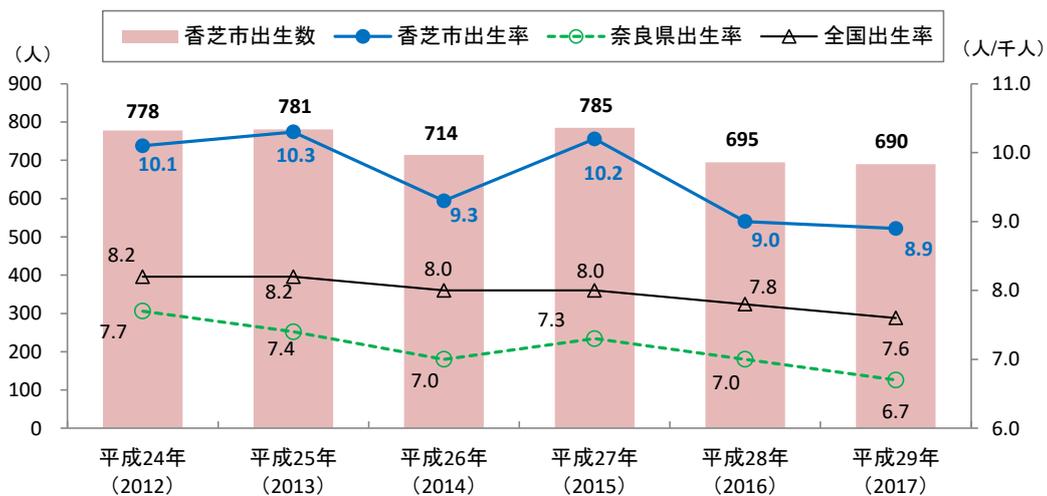
第2節 子どもの状況

1. 出生の状況

香芝市の出生数は、平成24（2012）年以降、徐々に減少し、平成29（2017）年に690人となっていますが、出生率（人口千人当たりの出生数）は国や県の出生率に比べると高い値で推移しています。

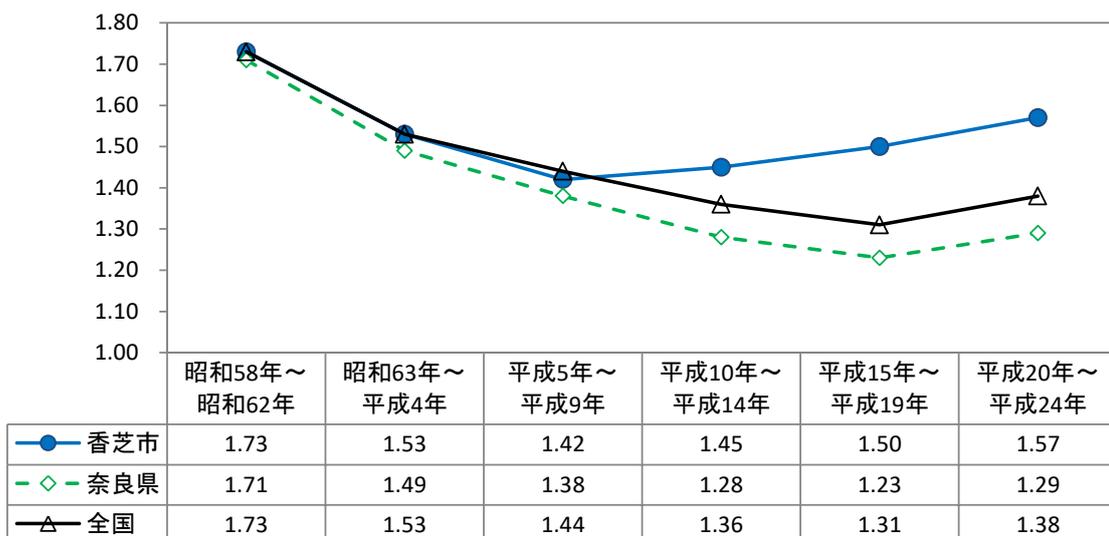
合計特殊出生率^{※1}については、ベイズ推定値^{※2}の最新値が1.57と国や県の値を上回っています。

図表 2-6 出生数・出生率の推移



資料：奈良県保健衛生統計 ※出生率は人口千対

図表 2-7 合計特殊出生率の推移



資料：厚労省「人口動態統計特殊報告」

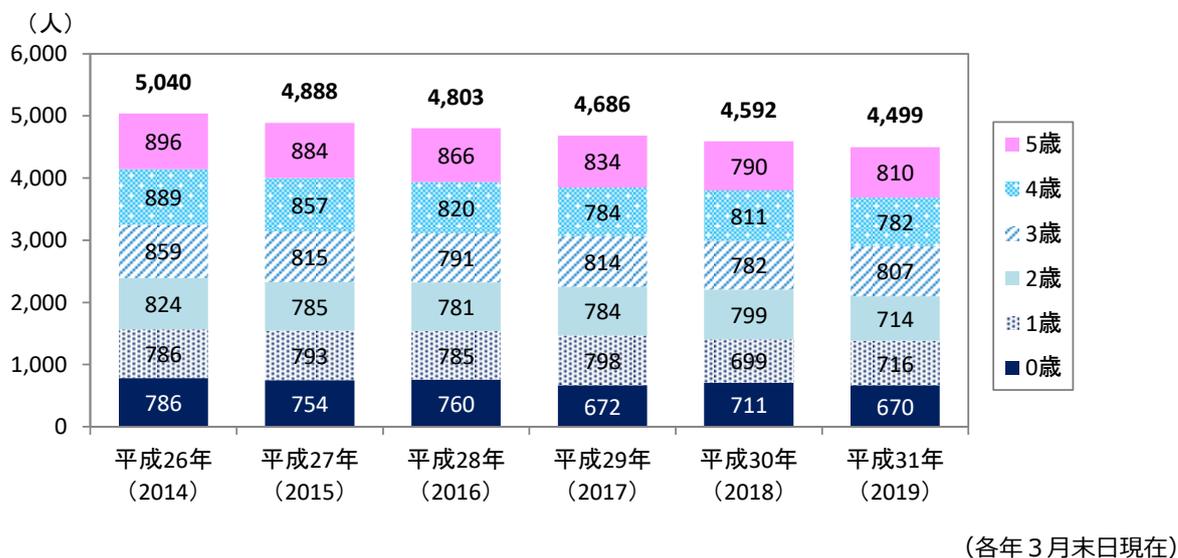
※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

※2 ベイズ推定値：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

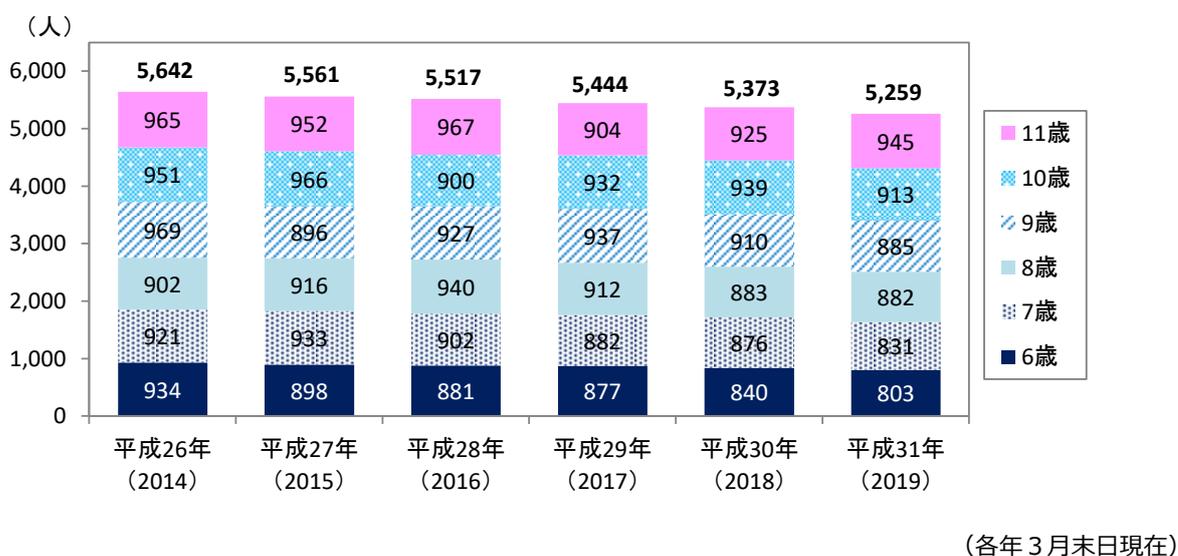
2. 児童人口の推移

香芝市の児童人口の推移をみると、「就学前児童」「就学児童」とともに減少傾向にあります。

図表 2-8 年齢別・就学前児童数の推移



図表 2-9 年齢別・就学児童数の推移

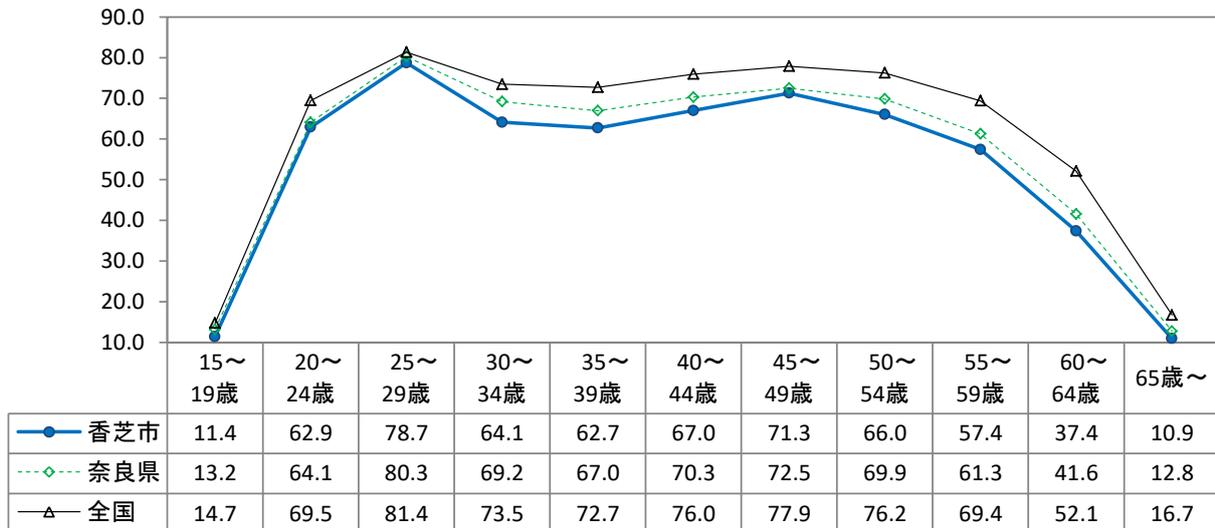


第3節 就労の状況

1. 労働力率

香芝市の女性の年齢5歳階級別の労働力率は、M字型カーブを描いており、「35～39歳」がM字の底となっています。各年齢階級の労働力率は、国や県よりも低い傾向にあります。

図表 2-10 女性の年齢階級別労働力率～県・全国との比較～（2015年）



※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

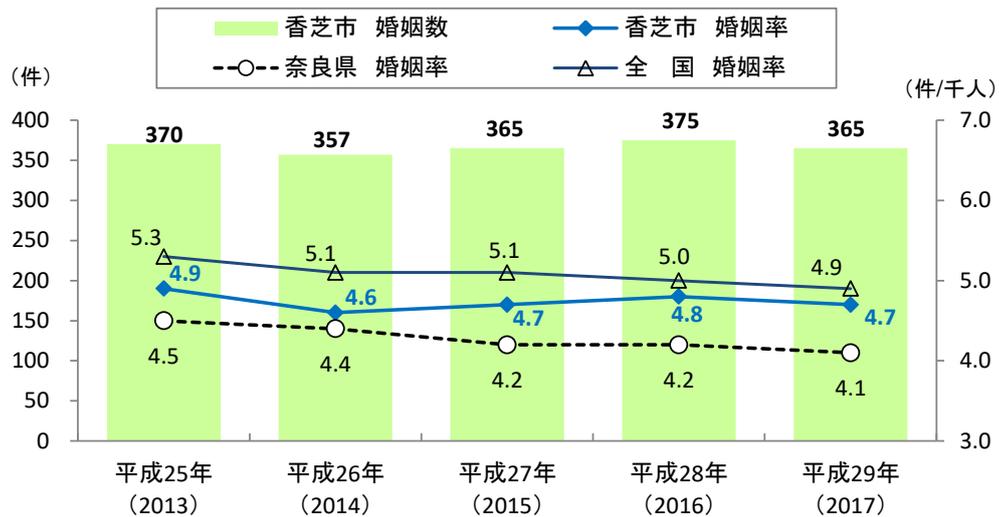
資料：総務省統計局「国勢調査」

第4節 婚姻の状況

1. 結婚の状況

香芝市の近年の婚姻数は360から370件台で推移しています。婚姻率は県よりも高く、国よりも低い値で推移しています。離婚数は年による変動があり、離婚率も同様です。

図表 2-11 婚姻数・婚姻率の推移



資料：奈良県保健衛生統計 ※率は人口千対

図表 2-12 離婚数・離婚率の推移



資料：奈良県保健衛生統計 ※率は人口千対

第5節 教育・保育等の利用状況

1. 保育所、幼稚園、認定こども園等の状況

図表 2-13 保育所、幼稚園、認定こども園等の定員の状況

中学校区	小学校区	幼稚園				保育所・認定こども園・小規模保育施設								
		園名	3歳	4歳	5歳	施設別	園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
香芝	下田	—	—	—	—	保育所	若葉保育所	9	18	24	30	34	35	
						こども園	認定こども園下田幼稚園	—	—	—	48	64	64	
						こども園	(私)せいか幼稚園	12	30	28	97	77	76	
						こども園	(私)せいか保育園	6	24	25	26	27	27	
	三和	三和幼稚園	35	70	70	保育所	みつわ保育所	15	25	36	40	42	42	
						小規模	(私)アートチャイルドケア 奈良香芝保育園	6	6	7	—	—	—	
	鎌田	—	—	—	—	こども園	認定こども園鎌田幼稚園	—	—	—	30	30	30	
保育所						(私)ハルナ保育園	7	18	24	30	30	30		
計			35	70	70	計			55	121	144	301	304	304
香芝西	二上	二上幼稚園	—	70	70	保育所	二上保育所	9	15	24	24	24	24	
						保育所	(私)ハルナ保育園二上分園	6	10	13	—	—	—	
						こども園	(私)ふたかみの森せいか 子ども園	9	12	15	18	18	18	
	関屋	関屋幼稚園 (私)ハルナ幼稚園	35 55	35 60	35 60	こども園	(私)あけぼの・幼保学院	33	33	60	69	68	68	
						こども園	(私)関屋こども園	6	12	12	24	24	24	
	計			90	165	165	計			63	82	124	135	134
香芝東	五位堂	五位堂幼稚園	—	70	70	保育所	五位堂保育所	9	15	24	24	24	24	
						保育所	(私)いろは保育園	4	5	7	8	8	8	
	真美ヶ丘東	真美ヶ丘東幼稚園	70	70	70	保育所	真美ヶ丘保育所	9	18	24	30	34	35	
						保育所	(私)ハルナ保育園五位堂分園	6	10	13	—	—	—	
	真美ヶ丘西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計			70	140	140	計			34	54	75	62	66
香芝北	志都美	志都美幼稚園	—	35	35	こども園	(私)志都美こども園	5	12	21	30	30	35	
						小規模	(私)志都美せいかナーサリ—	3	8	8	—	—	—	
	旭ヶ丘	旭ヶ丘幼稚園	70	70	70	こども園	(私)旭ヶ丘せいか保育園	9	24	25	25	26	26	
	計			70	105	105	計			17	44	54	55	56
総計			265	480	480	総計			169	301	397	553	560	566

資料：平成31年4月現在

図表 2-14 保育所等の入所及び待機児童数の状況

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成 28 年	定員	130	215	300	304	322	322	1,597
	申込数	74	311	320	330	339	364	1,738
	入所児童数	74	282	305	330	339	364	1,694
	待機児童数	0	29	15	0	0	0	44
平成 29 年	定員	154	252	333	440	437	440	2,056
	申込数	81	306	326	341	339	340	1,733
	入所児童数	81	290	326	341	339	340	1,717
	待機児童数	0	16	0	0	0	0	16
平成 30 年	定員	166	268	352	504	519	522	2,331
	申込数	88	278	343	356	323	370	1,758
	入所児童数	88	278	343	356	323	370	1,758
	待機児童数	0	0	0	0	0	0	0
平成 31 年	定員	169	301	397	553	560	566	2,546
	申込数	97	312	363	364	353	350	1,840
	入所児童数	97	312	363	364	353	350	1,840
	待機児童数	0	0	0	0	0	0	0

資料：各年度 4 月現在



2. 放課後児童対策事業の状況

図表 2-15 公立放課後児童クラブ（学童保育所）の利用状況

小学校区	定員等	入所状況	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1.下田	90	児童数	748	759	759
		申込数	116	122	130
		入所児童数	104	106	126
		入所率	13.9	14.0	16.6
2.五位堂	102	児童数	435	436	430
		申込数	106	115	120
		入所児童数	106	112	120
		入所率	24.4	25.7	27.9
3.二上	121	児童数	833	807	796
		申込数	136	158	145
		入所児童数	133	136	145
		入所率	16.0	16.9	18.2
4.関屋	82	児童数	404	422	423
		申込数	103	85	80
		入所児童数	82	85	80
		入所率	20.3	20.1	18.9
5.三和	108	児童数	426	446	440
		申込数	83	91	95
		入所児童数	83	91	93
		入所率	19.5	20.4	21.1
6.志都美	73	児童数	301	299	267
		申込数	74	76	81
		入所児童数	74	76	81
		入所率	24.6	25.4	30.3
7.鎌田	52	児童数	219	221	228
		申込数	64	57	61
		入所児童数	57	57	61
		入所率	26.0	25.8	26.8
8.真美ヶ丘東	106	児童数	555	520	507
		申込数	130	129	132
		入所児童数	125	129	132
		入所率	22.5	24.8	26.0
9.真美ヶ丘西	100	児童数	387	399	419
		申込数	87	93	110
		入所児童数	86	93	110
		入所率	22.2	23.3	26.3
10.旭ヶ丘	140	児童数	1,000	939	887
		申込数	177	172	169
		入所児童数	173	172	169
		入所率	17.3	18.3	19.1
計	974	児童数	5,308	5,248	5,156
		申込数	1,076	1,098	1,123
		入所児童数	1,023	1,057	1,117
		入所率	19.3	20.1	21.7

資料：各年度 5 月現在

※旭ヶ丘小学校区については、第 1 学童保育所・第 2 学童保育所があり、二か所を合算しています。

第6節 子ども・子育て支援に関する利用意向

1. 調査実施概要

(1) 調査目的

本調査は、令和2（2020）年度からの「子ども・子育て支援事業計画」の策定資料として、保育ニーズや香芝市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

(2) 調査方法

- 郵送による調査票の配布・回収
- 自記入式の多肢選択法を中心に、数量回答・自由回答を含む

(3) 調査期間

平成30年10月1日～10月31日

(4) 抽出方法

住民基本台帳により無作為抽出

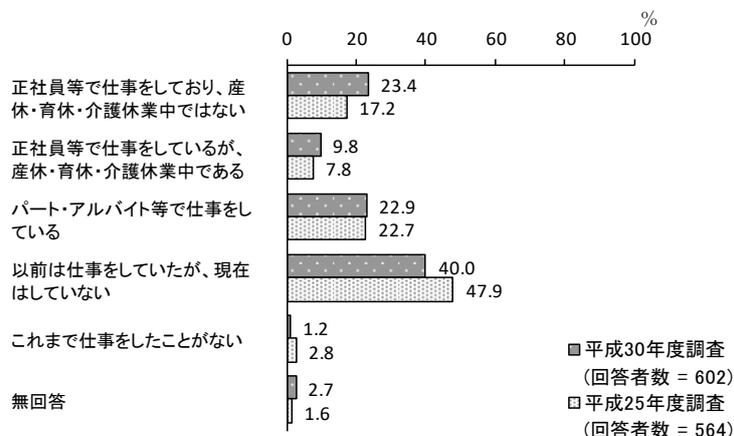
(5) 調査対象

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童世帯	1,000 通	604 通	60.4%

2. 調査結果概要

(1) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、就業している割合（産休・育休中等を含む）は56.1%と、平成25年度調査に比べて、8.4ポイント増加しており、就業率が上昇していることがうかがえます。

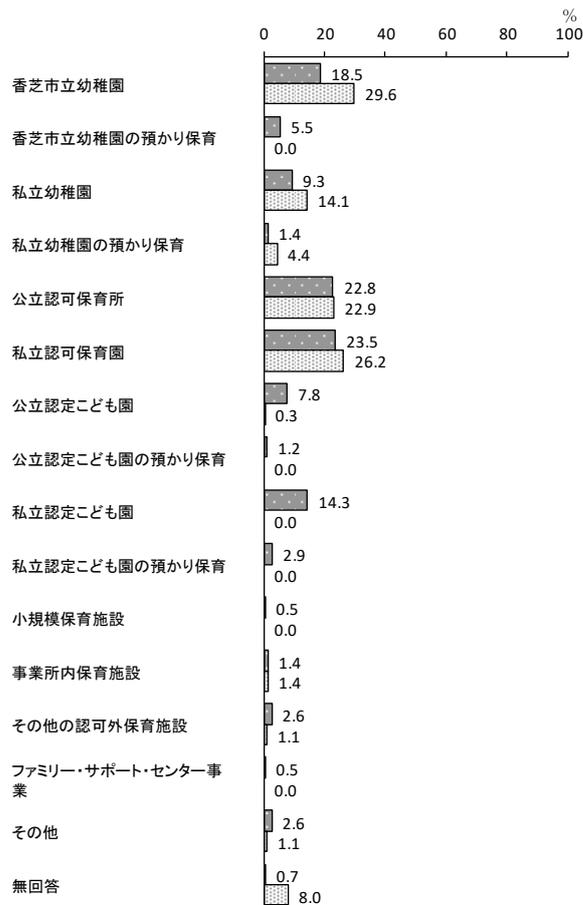


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

①教育・保育等の利用状況

教育・保育等の利用状況を見ると、「私立認可保育園」の割合が23.5%と最も高く、次いで「公立認可保育所」の割合が22.8%、「香芝市立幼稚園」の割合が18.5%となっています。

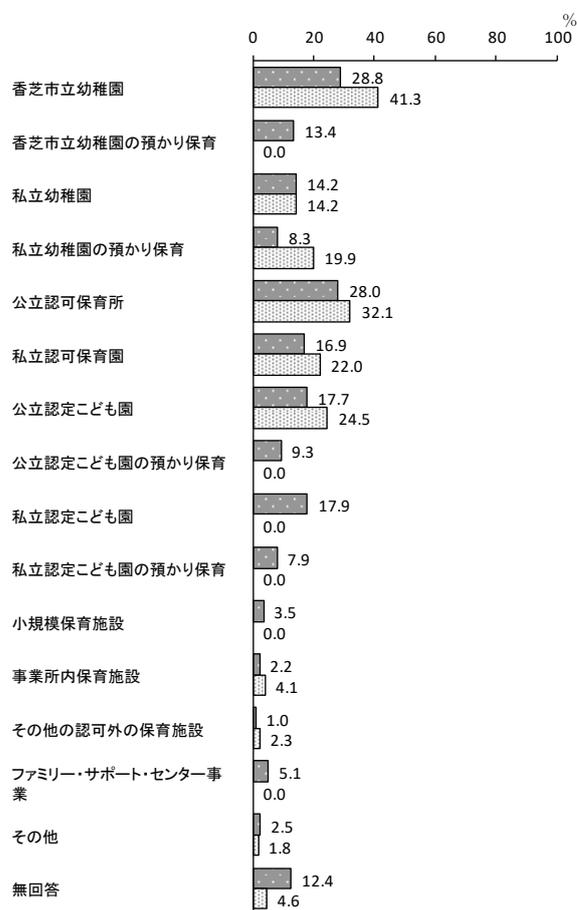
平成25年度調査と比較すると、平成25年度以降に新設された「香芝市立幼稚園の預かり保育」や幼稚園から移行した「公立認定こども園」「私立認定こども園」の利用が増加しています。そのため、「香芝市立幼稚園」「私立幼稚園」の割合は減少しています。



②教育・保育等の利用希望

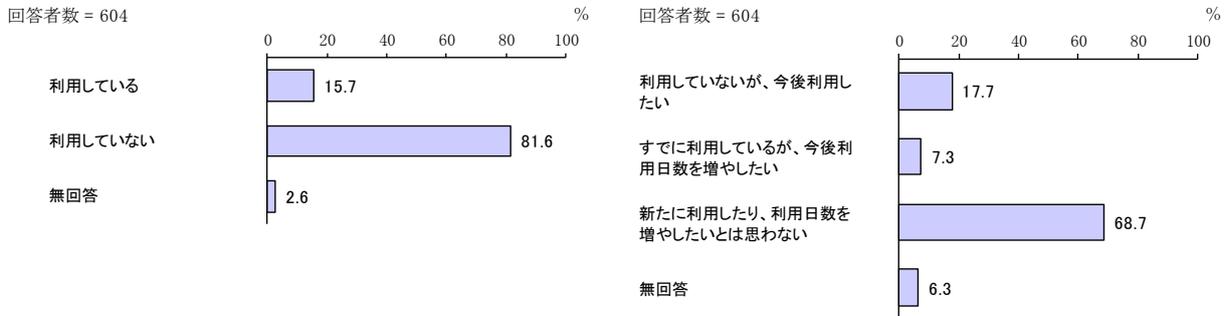
教育・保育等の利用希望を見ると、「香芝市立幼稚園」の割合が28.8%と最も高く、次いで「公立認可保育所」の割合が28.0%、「私立認定こども園」の割合が17.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、平成25年度以降に新設された「香芝市立幼稚園の預かり保育」「公立認定こども園の預かり保育」「私立認定こども園」「私立認定こども園の預かり保育」の利用が増加しています。一方、「香芝市立幼稚園」「私立認可保育園」「公立認定こども園」の割合が減少しています。幼稚園から認定こども園に移行したため「私立幼稚園の預かり保育」は減少しています。



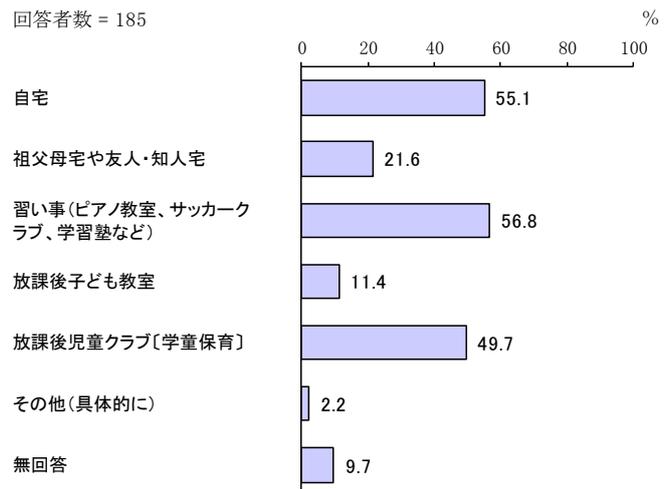
(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用ニーズ

地域子育て支援拠点事業を「利用している」の割合は15.7%、「利用していない」の割合が81.6%となっています。また、「利用していないが、今後利用したい」の割合は17.7%となっています。



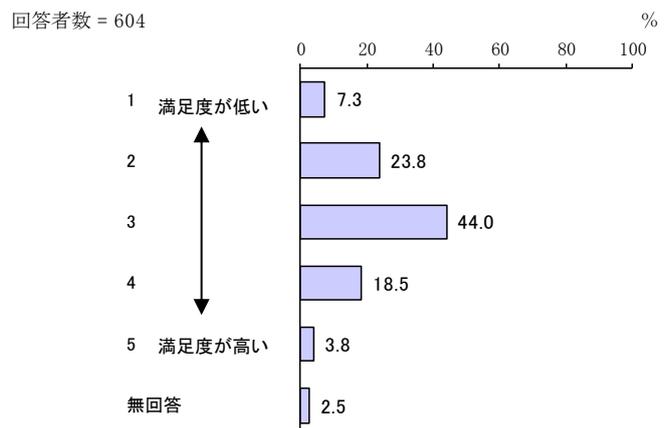
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方の希望を見ると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が56.8%と最も高く、次いで「自宅」の割合が55.1%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が49.7%となっています。



(5) 香芝市における子育ての環境や支援への満足度

満足度「3」の割合が44.0%と最も高く、次いで「2」の割合が23.8%、「4」の割合が18.5%となっています。



3. 調査結果の総括と課題

ニーズ調査結果から、以下の特徴と課題をあげます。

特徴	根拠となる調査結果	課題と方向性
就労の高まり	母親の就業率の上昇	○保育環境の充実 ○仕事と子育ての両立支援
保育需要の変化	預かり保育、認定こども園のニーズの高まり	○教育・保育関連施設・サービスの整備 ○放課後児童の居場所づくり
	放課後児童クラブのニーズが5割(49.7%)	



第7節 第1期計画における取り組み状況と今後の課題

図表 2-16 第1期計画の取り組み状況と今後の課題

No.	事業	第1期計画における取り組み状況	今後の課題と取組方法
1	特定教育・保育事業	平成27年度に市立幼稚園2園で3年制保育を開始し、平成28年に公立保育所1園を民営化。また低年齢児の待機対策のため、幼稚園1園の余裕教室を利用した保育所の分園を開設。平成29年度には市立幼稚園2園を認定こども園化し、私立においても2園が認定こども園へ移行。同時期に小規模保育施設の開設も行った。平成30年度にも小規模保育施設を1園開設。令和元年度には新設の私立認定こども園1園を開設、4園を保育所から認定こども園へ移行し、待機児童を減らすことができました。	令和元年10月からの幼児教育保育の無償化や保育の必要量の下限により、これまで以上に待機児童が増えることが予想されます。今後も利用状況を確認しながら、令和元年度作成の「公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針」に基づき計画的に進めていきます。
2	利用者支援事業	子育て世代包括支援センターを設置し、母子コーディネーターが妊産婦・乳幼児健康相談窓口担当者として、育児コーディネーターが、子育て相談窓口として担当し、お互いが連携をしながら、妊娠期から子育て期まで子育て世代の身近な相談窓口として子育てサポートをしました。	ホームページ等で周知し、より多くの市民に利用してもらうことが課題です。
3	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行なう場所を市内4カ所開設し、子育てについての相談、育児情報の提供・助言を行ない安心して子育てが出来る環境を整え育児不安の軽減を図りました。子育て世代が、利用しやすいように、4か月児健診において、保護者に1人ひとりに説明し周知しました。令和元年度より、地域子育て支援拠点事業委託先3カ所と月1回情報交換の連携会議を開催し、拠点間の交流を行いました。	市民に向けてPRを強化し、子育て世代が、利用しやすいようイベント等の参加型行事を増やしていくことが課題です。
4	妊婦健康診査事業	妊婦の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施し、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施しています。妊娠中に14回の健康診査費用の補助を実施しました。	母子健康手帳交付時、妊婦健康診査費用補助券の利用方法を伝え、妊婦健康診査の受診の必要性について引き続き周知していくことに努めていきます。
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行い、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、継続支援の必要な家庭を適切にフォローしました。令和元年度より、助産師による全戸訪問を行い、産婦及び乳児に対して専門的支援を行い育児不安の解消・虐待予防を行いました。	乳児の全戸訪問のため、専門職の確保が課題です。
6	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱えている家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅に助産師・看護師が訪問し養育に関する指導、助言を行なうことにより、家庭が抱えている養育上の諸問題の解決、軽減を図りました。平成30年度より、保育士による訪問もスタートし、養育の必要な家庭に対して、寄り添う支援を行い虐待予防に有効でした。	妊娠期等早期から養育上困難な家庭に一貫した支援を行っていけるよう、母子保健分野と子育て支援分野とが連携し、支援を充実していきます。養育の必要な家庭を早期に発見し、支援につなげていくことが課題です。

No.	事業	第1期計画における取り組み状況	今後の課題と取組方法
7	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別検討会議を開催し、各関係機関とともに児童虐待の防止と迅速な対応についての協議に努めました。各機関との連携調整より、児童やその保護者に対する必要な支援をすすめ、地域での生活を見守り、場合によっては児童相談所と協議し、児童虐待の迅速な対応に努めました。機関連携として、教育委員会が主催する教職員研修にて児童虐待に関する講話を行い、教職員の児童虐待の理解を得ることに努めました。また、児童虐待防止月間に啓発物を市内街頭・保育所・幼稚園等にて配布し、児童虐待の予防に努めました。	児童虐待の通報件数は増加し、さらに相談内容は複雑化していくため、職員の確保とスキル向上を図るなど相談体制の強化・充実が課題です。 児童に関わる方々に向けた研修会を実施し、今後さらに、児童虐待の理解を深めていくことが課題です。
8	子育て短期支援事業	乳児院2施設、児童養護施設4施設と契約し、支援が必要な場合に備えることができました。平成29年度以降は、実績はありません。	市民への啓発をさらに図っていき、必要な市民に適切なサービスが提供出来るようにしていくことが課題です。
9	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	地域において育児の援助を受けたい方(利用会員)と行いたい方(サポート会員)が会員となり、会員同士で相互援助活動を行いました。会員を増やすため毎年養成講座を開催すると同時にサポーター会員のスキルアップと会員同士の交流会に努めました。	サポーター会員の増員及びスキルアップが課題です。
10	一時預かり事業	平成27年度より、香芝市においても一時預かり事業幼稚園型を開始しました。開始当初は私立2園公立2園でありましたが、平成28年度には公立9園全て実施し、その後は私立幼稚園・保育園が認定こども園に移行したためそれに伴い増加しました。	一時預かりは保育の必要性の有無を問わないため、ニーズが高くなっていますが、週5日、休園日も事業を行っている私立に対し、公立施設は週に3日の実施となっています。今後は週5日間実施できるように努めていきます。
11	延長保育事業	これまでも保育所で行っていた延長保育事業を幼稚園から移行した認定こども園でも実施し、多様な保護者の勤務状況に合わせて利用できるよう事業を進めることができました。	保護者の多様な勤務状況や保育ニーズに対応できるよう今後も努めていきます。
12	病児保育事業	平成26年度までは病後児対応型1園と体調不良型1園の事業を行っていましたが、平成27年度には体調不良児型が1園増え、平成30年度にも体調不良児型が1園増えました。令和元年度には病児対応型と体調不良児型がそれぞれ設置され、病気の子どもがいる家庭に対応し、現在6園で事業を行っています。	これまでは大和高田市と協定を結び病児対応していましたが、平成31年4月から香芝市にはなかった病児対応型の施設が開設され、これまでより利便性が良くなりました。今後も保護者ニーズや利用状況を確認しながら努めていきます。
13	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	平成27年度に二上学童保育所・真美ヶ丘西学童保育所・五位堂学童保育所、平成28年度に三和学童保育所・真美ヶ丘東学童保育所、平成29年度に鎌田学童保育所・関屋学童保育所の施設整備を実施するとともに、平成30年度に下田学童保育所近隣のカルチャースクールの一室を借り上げ、待機児童減少に努めました。	幼児教育・保育の無償化により、女性の就業率向上が見込まれ、放課後児童クラブの需要が増えることが予想されます。今後も利用状況を確認しながら、待機児童対策を進めていきます。

第3章 計画の基本的な考え方

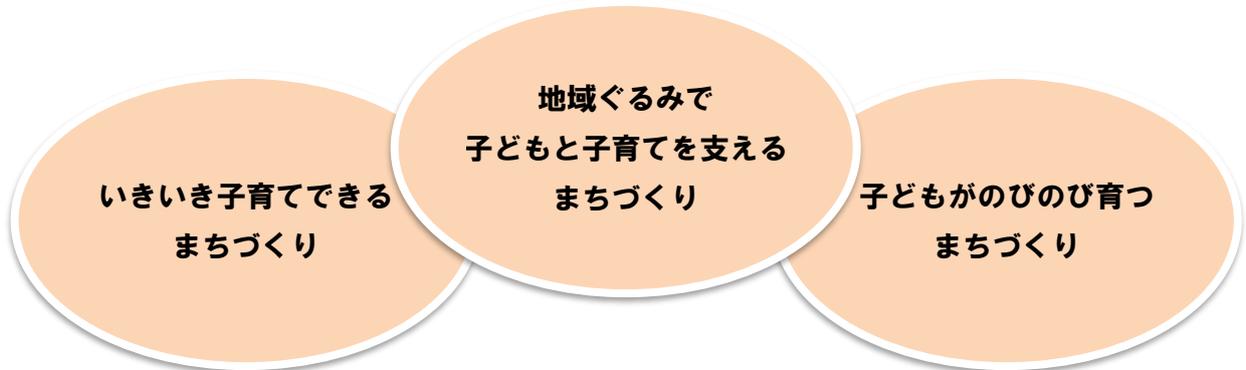
第1節 計画の基本理念と基本目標

本計画の基本理念、基本目標は第1期計画を継承することとします。

【基本理念】

“子育て・子育て”まちづくり

【基本目標】



＜香芝市の目指す子ども・子育て支援のイメージ＞



行政をはじめとする全ての構成員が、子どもの笑顔があふれる街を目指し、それぞれの力を結集して子ども・子育て支援に取り組めます。

第2節 基本的な視点

1. 子どもの視点

未来を生きる子どもたちが、日々の生活を笑顔で楽しみ、豊かな心を育むことは、それぞれの家庭のみならず市民全体の願いです。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を尊重し、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利をもつ存在であることが認められるよう、子どもの権利を尊重し、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。

2. サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。ダイバーシティ社会の実現に向けて、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の立場に立ったサービスの充実を推進します。

※ダイバーシティとは多様性と和訳される英語で、ダイバーシティ社会とは、多様な背景を持った人々や価値観を包含し受容する社会といった意味になります。

3. 社会全体による支援という視点

子どもたちが周囲の愛情に包まれ、ここに生まれ育って良かったと思えるまちにしていくことは、子どもたちの健やかな成長にとって大切です。こうしたまちにしていくために、地域住民、教育・保育施設、企業、行政等が協力・連携し、活動していくことを推進します。

4. 仕事と生活の調和の実現という視点

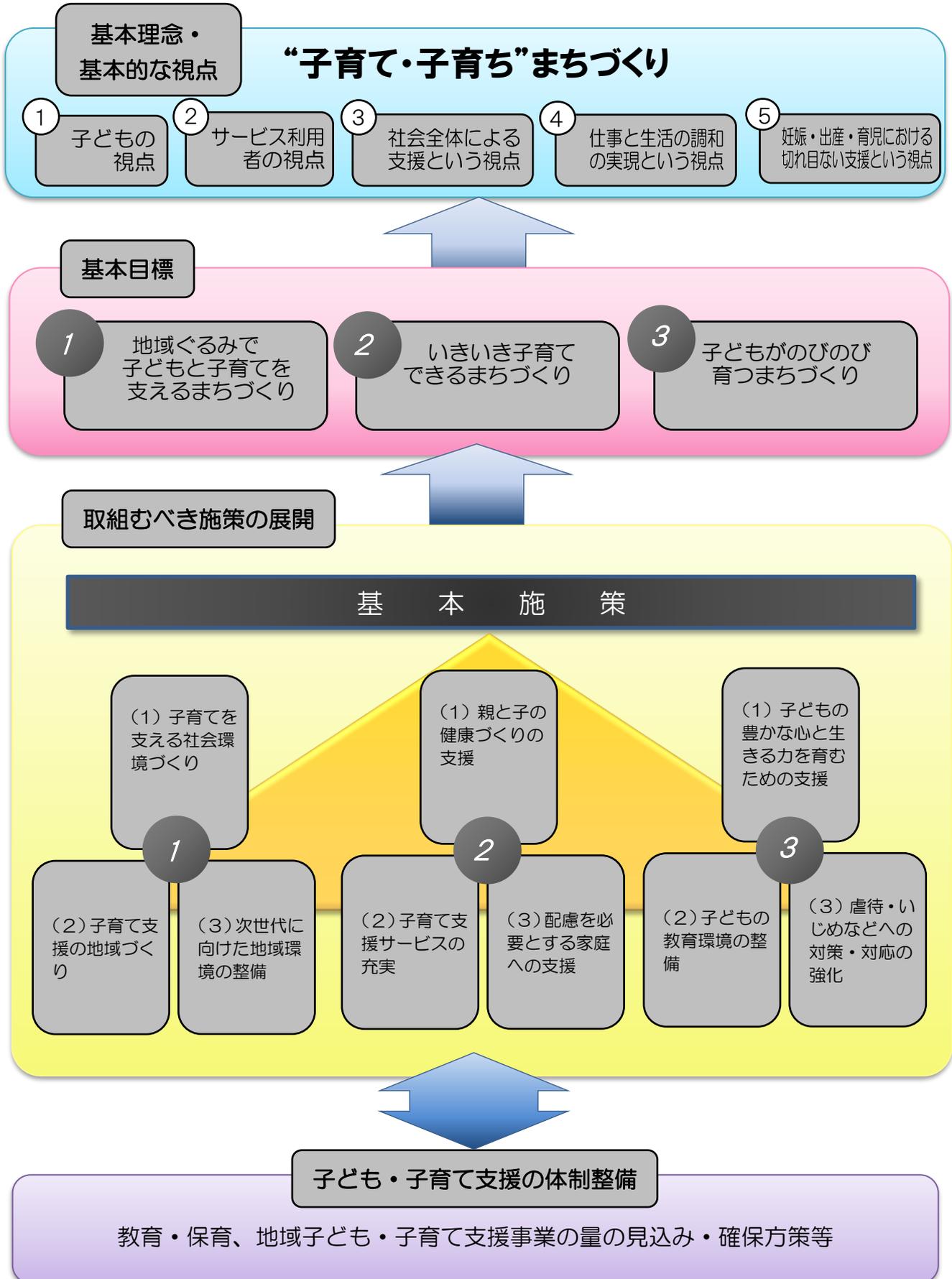
働きながら子育てをしている保護者が、バランスよく子育てと仕事を行うことが大切です。仕事と生活の調和が図れるよう、市民意識の醸成および支援体制の充実を推進します。

5. 妊娠・出産・育児における切れ目ない支援という視点

子育て家庭の不安を解消すべく、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援をしていくことは大切です。すべての子育て家庭に対し、子どもの生育や家庭状況に応じて、切れ目のない支援の充実を推進します。

第3節 施策の体系

1. 計画の全体像



2. 計画の体系図



取組内容

- ・男女共同参画意識の高揚／DV等の暴力根絶の意識啓発及びDV対応／女性相談事業／父親向け育児講座の充実
- ・企業・事業所へ働きやすい環境整備の促進／育児休業制度等の活用による働き方の見直しについての意識啓発

- ・青少年指導者の養成／民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援の充実／自治会との連携の強化／子育て支援に関する市民活動団体、ボランティア団体などの活動支援及び活用
- ・教育・保育施設の園庭・校庭の開放／保育・学校施設の子育て支援サービスの場としての活用／図書館資料の活用

- ・公園の整備／スポーツ施設の整備／公民館活動の充実
- ・交通安全対策事業／交通安全啓発事業／防犯ベル購入補助
- ・地域防犯体制の強化／犯罪に関する情報提供の促進／学校付近や通学路におけるパトロール活動の支援／「こども110番の家」など防犯ボランティア活動の推進

- ・妊娠出産包括支援事業／妊婦の健康診査／乳幼児の健康診査／乳幼児発育・発達支援／乳幼児健康相談／予防接種事業／訪問指導の充実／むし歯予防教室／プレママ教室（母親教室）／受動喫煙防止等の推進／乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）／養育支援訪問事業／ブックスタート事業
- ・小児医療の推進／医療情報の提供・意識の啓発
- ・教育・保育施設における食育の推進／食に関する学習機会や情報提供／給食の充実
- ・健康診断体制の充実／保健学習の充実

- ・子ども家庭総合支援拠点の設置推進／子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）の充実／心の健康相談室／妊娠・子育てに係る情報提供の充実
- ・通常保育事業／延長保育事業／病児保育事業／子育て短期支援事業／幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり／一時預かり事業／放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室／ファミリー・サポート・センター事業／すこやか育児相談
- ・地域子育て支援拠点事業／図書館における子育て支援・読書講座の開講／各種講座・イベント開催時における託児所の設置
- ・児童手当の支給／子ども医療費の助成／就学援助制度

- ・ひとり親家庭の相談体制の充実／自立支援教育訓練給付金事業／高等職業訓練促進給付金等事業／児童扶養手当の支給／ひとり親家庭等医療費の助成／高等学校卒業程度認定試験合格支援事業／自立支援プログラム策定事業／母子父子寡婦福祉資金制度（奈良県事業）
- ・相談体制の充実／障がい児保育の推進／特別支援教育の推進／障害福祉サービス事業／特別支援学級就学奨励制度／障害児福祉手当の支給／特別児童扶養手当の支給

- ・人権尊重のまちづくりの推進／人権教育の推進
- ・世代間交流の推進／福祉活動への参加促進／スポーツ活動の促進／体験活動の充実／青少年センターの充実
- ・関係機関・関係業界に対する被害防止のための配慮の働きかけ／インターネット接続による有害サイトの危険性等についての啓発

- ・学校・地域パートナーシップ事業／情報教育の推進／教育情報の交流とネットワーク／豊かな人間性を育む読書能力の養成
- ・開かれた幼稚園・保育所・認定こども園づくりの推進／信頼される学校づくりの支援／教育・保育施設における防犯・防災教室の開催推進
- ・保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携強化／研修事業の実施

- ・児童虐待防止の啓発／児童虐待防止ネットワークの充実／児童虐待についての相談受付から支援体制の充実
- ・子どもの悩み相談体制の充実／子ども・若者支援相談事業／適応指導教室（すみれ教室）の充実／ハートフレンド制度の充実／子どものいじめ防止対策

第4章 施策の方向

第3章に示した基本理念「“子育て・子育て”まちづくり」のもと、基本目標を実現するための施策の方向について示します。

第1節 地域ぐるみで子どもと子育てを支えるまちづくり

地域のつながりが希薄になってきている昨今において、地域ぐるみで子育てを支える気持ちを喚起し、子育て支援の地域づくりを支援することが大切です。

本市においては、父親の育児参加やワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てしやすい社会環境づくりに努めます。また、住民が主体となる子育て支援活動を支援し、子どもが安全・安心して生活できる環境の整備に努めます。

1. 子育てを支える社会環境づくり

子育てしやすい社会環境を作り上げるために、当事者だけでなく、事業者も巻き込んだ取り組みを進めます。なお、本市においても、特定事業主行動計画を策定し、取り組んでいます。

(1) 父親の育児参加や男女共同参画の推進

子育てについて、家族を構成する男女がともに協力し合い、支え合うという意識の醸成に努めていきます。また、子育て中の女性や子どもへのあらゆる暴力の根絶を目指すことは、次世代育成のための重要な要素でもあります。

取組内容	説明
男女共同参画意識の高揚	男女がともに協力して子育てに関わるなど、男女共同参画を身近に考え、実践する意識づけとなる学習会の実施や情報誌などを通じて、男女共同参画意識を高めるための積極的な啓発・広報に努めます。
DV等の暴力根絶の意識啓発及びDV対応	ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害は配偶者だけではなく、子どもに与える影響は非常に大きく重大であるため、広報紙やパンフレットなどの媒体を活用し、暴力根絶に対する住民の関心を喚起するとともに、関係機関と連携し、被害者支援に努めます。
女性相談事業	性別役割分担意識などの男女共同参画の推進を阻害する悩みや相談は、広範多岐にわたるため、専門相談員の配置に努めます。
父親向け育児講座の充実	両親が、ともに子育てにかかわる楽しさと必要性について積極的に啓発を進めるとともに、父親が参加できる子育てに関する各種講座の充実に努めます。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女ともに仕事と家庭生活が両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方や制度等の啓発を推進していきます。

取組内容	説明
企業・事業所へ働きやすい環境整備の促進	企業が育児や家庭介護等を行う労働者にとって働き続けやすい環境を整えることが重要です。そのため、企業や事業所に対し、研修会等を通して、チラシやリーフレットにて意識啓発を行い、託児所等の整備の推進を図り、働きやすい社会環境づくりに取り組みます。
育児休業制度等を活用による働き方の見直しについての意識啓発	妊娠届時の面談や、子育てガイドブックを利用し、制度活用の周知・啓発を図り、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を目指します。

2. 子育て支援の地域づくり

地域住民による子育て支援活動を推進します。また、既存施設を有効活用することで、子育てしやすい地域づくりに努めます。

(1) 地域の人材の活用

住民が主体となって子育て支援や青少年指導などの活動を展開する組織・団体を支援し、地域住民による子どもの育ちの支援を推進します。

取組内容	説明
青少年指導者の養成	青少年指導者の研修を推進し、青少年健全育成協議会や各団体相互の連携を密にしながら、その育成に努めます。
民生委員児童委員・主任児童委員の活動支援の充実	子育て中の親に対して関係機関と連絡をとりながら相談・支援する民生委員児童委員・主任児童委員の活動を支援します。
自治会との連携の強化	自治会との連携を強化し、地域の集会所などを中心に子どもと住民の交流を図ります。また、地域の一員として、子どもの地域活動への参加を促します。
子育て支援に関する市民活動団体、ボランティア団体などの活動支援及び活用	市民活動団体に対し、子育て支援を目的とする団体を含めて、活動を支援します。また、子育て支援に関わるボランティア団体等の積極的な活用を図ります。

(2) まちの物的資源の活用

教育・保育施設等の有効活用を図る取り組みを推進します。

取組内容	説明
教育・保育施設の園庭・校庭の開放	園庭・校庭を開放し、身近で安全な遊び場を提供するとともに、遊びを通じて地域の方々との交流を図ります。
保育・学校施設の子育て支援サービスの場としての活用	保育・学校施設の一部を子育て支援サービス提供の場として活用していくことを推進します。
図書館資料の活用	図書館資料を活用した教育・保育施設への移動図書館車等による貸出や配本、読み聞かせなどを通じて子どもが本と触れ合える機会をより多く提供します。

3. 次世代に向けた地域環境の整備

子どもが安全に過ごせるよう周辺環境の整備等を進め、安心して子育てができる環境を整えます。

(1) 子どもの身近な遊び場の充実

住宅地において子どもが安全で快適に遊ぶことができる環境の整備をします。

取組内容	説明
公園の整備	子どもたちが安全で快適に遊ぶことができるよう、既存公園の老朽化した遊具の改修などを進めていきます。
スポーツ施設の整備	子どもたちのスポーツ活動を促進するため、スポーツ施設の整備、改修などを行い、効果的な活用を推進します。
公民館活動の充実	子育て講座や夏休み子ども教室などのイベントを通じて、子どもたちの交流の場や活動の場の充実を図ります。

(2) 安全・安心な地域づくりの推進

通学路など歩行者の多い道路においてガードレール等を整備し安全性を高めます。また、交通事故防止の意識啓発に努めるとともに、防犯ベルの購入補助を継続実施し、子どもが被害者となる犯罪の防止に努めます。

取組内容	説明
交通安全対策事業	交通事故等を未然に防ぐために、通学路など歩行者の多い道路を中心に、ガードレール、ガードパイプ、反射鏡、道路標示などの整備を推進します。

取組内容	説明
交通安全啓発事業	香芝警察署をはじめ各関係機関・団体と連携をとりながら、交通安全運動期間中における駅前等での啓発活動（交通安全のチラシ等の配布）を実施するほか、毎月通学路において街頭立哨指導を実施するなどして、交通安全啓発活動を推進します。
防犯ベル購入補助	中学生までの児童・生徒全員を対象として、防犯ベルの購入補助を継続実施し、子どもが被害者となる犯罪の未然防止を図ります。

（３）子どもを犯罪などから守る活動の推進

子どもが被害者となる犯罪の情報提供に努めます。また、地域住民による積極的な防犯活動の促進に取り組みます。

取組内容	説明
地域防犯体制の強化	香芝警察署をはじめ各関係機関・団体が、地域ぐるみで防犯体制を強化するとともに、住民による自主パトロールを推進し、地域の積極的な防犯活動を促進します。
犯罪に関する情報提供の促進	香芝警察署をはじめ各関係機関・団体と一層連携し、定期的に地域に向けた防犯情報を発信するとともに、電子媒体を通じて、子どもが被害者となるおそれのある事案の情報提供に努めます。
学校付近や通学路におけるパトロール活動の支援	保護者や学校関係者などによる学校付近・通学路におけるパトロール活動を支援し、子どもを犯罪から守ります。
「こども 110 番の家」など防犯ボランティア活動の推進	子どもの早期救助あるいは事件・事故などの防止や軽減を図るため、警察・消防や学校等へ通報を行う「こども 110 番の家」の設置促進に努めます。



第2節 いきいき子育てできるまちづくり

いきいきと子育てしていくためには、親と子の健康管理や子育てに対する悩みや負担を解消し、子育てをすることに喜びを持てる支援をしていくことが大切です。

本市においては、親と子の健康づくりの支援、子育て支援サービスの充実、ひとり親家庭や障がいのある子どもに対する支援体制の充実に取り組んでいきます。

1. 親と子の健康づくりの支援

「健康かしば21」に基づき、親と子の健康づくりを推進するための保健サービスを提供します。また、小児医療に関する周知・啓発を図るとともに、子どもの食習慣に関する食育の推進や、思春期における性教育、喫煙防止に関する啓発など、健康増進を図る上において重要な取り組みを進めます。

(1) 母子保健サービス等の充実

妊婦が安心して出産し、子どもが健やかに発育・発達していけるように、健康診査・相談の充実、教室の開催、保健師等の専門職員による訪問などの支援を充実していきます。

健康診査は、妊婦及び子どもの健康管理を確認できる機会としてとらえ、その受診を促進します。

また、母子保健事業以外の交流事業や関係機関との連携を図り、支援体制の強化に取り組んでいきます。

取組内容	説明
妊娠出産包括支援事業	妊娠の届出をした妊婦全員に、母と子の成長の記録となる母子健康手帳を面談にて交付します。個別の支援計画を立て、妊娠期から産後うつを視野にいれ、自殺対策に取り組むと共に、子育て期にわたる切れ目のない支援していきます。
妊婦の健康診査	妊婦一般健康診査の費用を助成することで、費用の負担軽減を図り、妊婦の健康管理を行うとともに異常の有無を早期に確認し保健指導の充実を図ります。
乳幼児の健康診査	健康診査を「乳幼児の健康状態を確認し、疾病・異常などの早期発見とともに各時期の育児上のポイントを親と確認できる機会」としてとらえ、安心して子育てができるように支援していきます。
乳幼児発育・発達支援	乳幼児健康診査や乳幼児相談などで疾病や障がいや成長に不安のある場合、プライバシーに留意しつつ、親が子どもの状態を受け止めて前向きに育児ができるように、発達相談や母子の教室などを通じて支援します。
乳幼児健康相談	乳幼児の健康維持・増進を図るため、発育・発達、育児、栄養などに関する相談（乳幼児相談・乳幼児栄養相談）や生後2ヶ月～6ヶ月未満の乳児と保護者の子育て交流会を実施します。今後も、子育ての相談や育児の不安などを解消する場として、相談体制の充実を図ります。

取組内容	説明
予防接種事業	予防接種法に基づき定期予防接種を行います。未接種者に対しては、健診時等を通じて呼びかけを行うなど接種率の向上を図ります。
訪問指導の充実	妊娠期、新生児期、乳幼児期にわたり助産師や保健師が家庭訪問を行い、安心して出産・育児ができるよう支援を行います。
むし歯予防教室	市内の公立幼稚園・公立保育所・認定こども園などの子どもを対象に、むし歯予防の重要性について指導を行い、乳幼児期から学童期へむけて、歯科衛生の向上に努めます。
プレママ教室 (母親教室)	安心して出産、育児に臨むことができるように必要な知識や出産準備、仲間づくりの機会を提供することを目的にプレママ教室(母親教室)を実施し、学習機会の提供と妊婦同士の交流が図れるよう取り組んでいきます。
受動喫煙防止等の推進	妊娠届出時や乳幼児健診等において、妊婦及びその家族が喫煙している場合、禁煙を勧めると共に受動喫煙防止の推進を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行います。
養育支援訪問事業	家庭の状況など様々な原因で子どもの養育が困難になっている家庭を保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導・助言を行います。
ブックスタート事業	市民図書館と連携し、絵本の読み聞かせをとおして、親子の心を通わせ、育むことを目的とし、4か月児健診の受診者に絵本の配布を行います。

(2) 小児医療に関する周知・啓発

本市の医療機関や救急に関する情報提供、かかりつけ医の推進など、小児医療に関する周知・啓発に努めます。

取組内容	説明
小児医療の推進	子どもの健康管理や疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ医」について、様々な機会を通じて推進しながら、地域や医師会との連携強化を図ります。
医療情報の提供・意識の啓発	こども救急電話相談(#8000)や奈良県救急安心センターダイヤル(#7119)の周知を図り、本市の医療機関に関する情報提供を行うとともに、適切な医療が受けられるように啓発に努めます。

(3) 食に関する教育（食育）の推進

子どもたちの健康を促進するため、教育・保育過程や関係機関による学習機会を通じて、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣など子どもの発育段階に応じた食育に取り組んでいきます。

取組内容	説明
教育・保育施設における食育の推進	子どもの食への関心を育み、適正量を楽しんで食べられることを目標に、菜園等で身近な農作物の栽培をするなどの活動をしています。今後も、食の重要性を保護者に伝える機会を積極的に設け、保護者や子どもへの食育を推進します。
食に関する学習機会や情報提供	離乳食教室や食育事業への積極的な参加を促すとともに、食のサポーターかしばなどの関係機関と連携しながら、食に関する学習機会の提供を行い子どもや保護者へ食育の啓発を図ります。
給食の充実	安全でおいしい給食を食べることができるよう、給食指導及び栄養指導等の充実を図るとともに、給食を通じて子どもたちの食に関する意識の啓発を図ります。

(4) 思春期における保健教育などの充実

子どもから大人になる重要な転換期である思春期の心身の健康づくり支援のため、学校教育における心身の健康について学習する場の充実に取り組んでいきます。

取組内容	説明
健康診断体制の充実	学校での各種健診・検査体制の充実により、疾病の早期発見及び早期治療に努め、子どもが自分自身の体に目を向け、より良い生活習慣を身に付ける機会の充実を図ります。
保健学習の充実	養護教諭が中心となって、生活習慣病や、薬物乱用、飲酒、タバコの害に関する教育や、性教育（エイズ等に関する教育）に関する授業の充実を図ります。

2. 子育て支援サービスの充実

現代の地域社会では、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てについて相談できる人がおらず、子育てに関する不安や悩みを一人で抱えてしまいがちです。

子育てに関する不安や悩みを解消し、負担感を軽減するため、総合的な相談窓口の設置、保育サービスの充実、子育てに関する正しい知識の普及、親同士の交流が図られる学習機会の提供、経済的負担の軽減など、支援体制の充実に取り組んでいきます。

(1) 総合的な子育て相談窓口・情報提供の充実

個々の状況に応じた相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携により、妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援を図っていきます。また、子育てに関する様々な知識・情報を一元的にまとめた子育てガイドブックの配布、母子健康手帳アプリの利用推奨など、子育てに関する情報提供の充実に取り組みます。

取組内容	説明
子ども家庭総合支援拠点の設置推進	子育て世代包括支援センターと連携し、18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、総合的な相談に応じ、切れ目のない継続的な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う拠点の設置を推進します。
子育て世代包括支援センター(利用者支援事業)の充実	育児コーディネーターと母子コーディネーターを配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要なサービスを円滑に利用できるような情報提供・助言・保健指導・関係機関への連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。
心の健康相談室	子どもの発達上の心配や心の問題、不登校児(適応指導教室)に対し、より問題が深く専門的な対応が必要なケースに対し、臨床心理士による相談・支援を実施しています。また、保育所・幼稚園・認定こども園等での集団生活において発達相談などの支援が必要と判断された幼児に対し、保護者へ相談支援を実施します。
妊娠・子育てに係る情報提供の充実	妊娠届提出時に「香芝市子育てガイドブック」の配布や、「母子健康手帳アプリ」の利用推奨を行い、市民への直接的な子育てに関する情報提供を行います。

(2) 多様な保育サービス等の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、多様なニーズへ対応する保育サービス等の充実に取り組んでいきます。

取組内容	説明
通常保育事業	保護者が仕事や出産などの理由で、家庭において保育が必要な子どもを対象として保育を行います。

取組内容	説明
延長保育事業	保育所等において、通常の保育時間を超えた保育を行います。
病児・病後児保育事業	児童が病気やその回復期または急な発熱等で集団生活ができない場合、自宅での育児を余儀なくされる期間について、その児童の看護や保育を保育所等で行います。
子育て短期支援事業	保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、一定期間の保護を行います。
幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり	幼稚園・認定こども園においては、保育時間の前後で、希望する園児を対象に一時預かり事業を行います。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。
放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が不在である家庭の小学生を対象に、遊びと生活の場を提供し、児童健全育成を図っていきます。
放課後子ども教室	放課後、地域社会の中で、子どもたちが安全に安心して、健やかに育まれるよう、小学校の余裕教室等を活用して、ボランティアによる学習支援や地域住民との交流活動等の取り組みを実施していきます。
ファミリー・サポート・センター事業	育児に関して応援をして欲しい方（利用会員）と応援したい方（サポート会員）が互いに助け合う相互活動からなる会員組織を仲介する調整機関として、運営を行います。
すこやか育児相談	各公立保育所では、保育士の専門性を生かし、子どもの発達・しつけなどに関する相談を週に1回行います。

（3）子育て学習や親同士の交流機会の確保

子育てしている親同士が気軽に交流し情報交換や相談できる場や子育てに関することを学習する場の提供に取り組んでいきます。

取組内容	説明
地域子育て支援拠点事業	子育てしている親同士が交流し、情報交換できる場所を市内中学校区に1カ所ずつ設置し、子育てを支援します。
図書館における子育て支援・読書講座の開講	子どもや子どもの本、あるいは子どもの読書について学習の機会を提供します。子どもの本に関わる活動やサークルの支援の充実を図ります。
各種講座・イベント開催時における託児所の設置	子育て中の方が、市が主催する各種講座やイベントに安心して参加できるよう、各種講座やイベント開催時などの託児所の設置を推進します。

(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減

手当の支給や、教育・医療などの分野における助成金制度を充実し、子育て家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいきます。

取組内容	説明
児童手当の支給	次代を担う児童の健やかな育成と資質の向上を図るため、中学生以下の児童を監護している保護者に対して、児童手当を支給します。
子ども医療費の助成	子ども（0歳～15歳）の健康の保持及び福祉の増進を図るため、子どもを養育している者に対し当該子どもに係る医療費の助成を行います。
就学援助制度	経済的に支援が必要な就学する子どもの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の所得等に応じ、必要な経費の一部を援助していきます。

3. 配慮を必要とする家庭への支援

離婚の増加などにより、ひとり親の家庭が増えています。特に母子家庭の81.8%（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）は、就労しているにもかかわらず、平均収入は、低い状況であります。このような状況を改善していくため、ひとり親家庭の就業・自立に向けた支援及び周知を推進していきます。

障がいのある子どもに対しては、支援の充実とともに、個々の成長段階における保健・医療・福祉・教育・就労などの支援体制づくりを進めていきます。

(1) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の総合的な窓口を設置し、ひとり親家庭が安心して生活ができるように、個々の家庭の状況に応じた適切な支援に取り組んでいきます。

また、ひとり親家庭の自立支援に関する事業等を広く周知させるため、情報提供に努めます。

取組内容	説明
ひとり親家庭の相談体制の充実	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の保護者に対して、個々に応じた自立に必要な助言・指導を行います。また、必要に応じた情報提供及び関係機関との連携を行います。
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立促進を図ることを目的として、給付金を支給します。
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者が、就職を有利にし、安定した生活を資する資格取得を促進するため、養成機関在籍中の生活負担を軽減する目的として、給付金を支給します。
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の推進を図るため、18歳までの児童を監護している保護者に対して、一定の所得制限のもと児童扶養手当を支給します。

取組内容	説明
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の親及び18歳未満の児童、父母のない児童の保健の向上と福祉の増進を図るため、一定の所得額未満の者に医療費の助成を行っています。
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の保護者が学び直しのため、高等学校卒業程度認定試験の対策受講講座の受講費用の負担軽減を目的として、給付金を支給します。
自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の保護者に対して、個々に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携しつつ、きめ細やかな支援を行います。
母子父子寡婦福祉資金制度(奈良県事業)	ひとり親家庭の保護者に対して、技能取得や就職支度に関する資金をはじめとする各種資金の貸し付けを行っています。

(2) 障がいや成長に不安のある子どもを育てている家庭への支援

障がいや成長に不安のある子どもがいる家庭への相談体制の充実、個々の障がいのある子どもに応じた支援に取り組んでいきます。

また、その支援が効果的に行われるよう教育・福祉などの関係機関が連携し支援体制の充実を図ります。

取組内容	説明
相談体制の充実	障がいや成長に不安のある子どもがいる家庭への支援の充実を図るために、療育・各種手当・医療・助成制度等について、個々のケースに応じた相談に対応できるよう、相談体制の充実に努めます。
障がい児保育の推進	公立保育所・幼稚園・認定こども園では、障がい児保育を実施しており、精神発達に問題を抱えている子どもの保育について臨床心理士等が保育指導を行っています。ひきつづき保育士等への指導体制を維持し、障がい児保育の推進を図ります。
特別支援教育の推進	小・中学校に特別支援学級を設置し、障がいの程度に応じた教育を実施しています。学校では特別支援に関する教育相談を実施していますが、今後、専門家を入れた教育相談を推進し、相談体制の充実を図ります。
障害福祉サービス事業	障がいや成長に不安のある子どもの自立と社会参加を促進するため、ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ事業の充実を図ります。
特別支援学級就学奨励制度	特別支援学級へ就学する子どもの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の所得等に応じ、必要な経費の一部を援助する制度です。
障害児福祉手当の支給	20歳未満の方で、現在、施設に入所していない在宅重度障がい児で、常時介護を必要とする方に支給します。
特別児童扶養手当の支給	20歳未満で精神または身体に一定の障がいを有する児童を監護している保護者に対して、一定の所得制限のもと特別児童扶養手当を支給します。

第3節 子どもがのびのび育つまちづくり

子どもがのびのびと育つには、子どもの健やかな育ちを支援することが大切です。

本市においては、子どもの基本的な学力向上に加え、豊かなこころや生きる力の育成ができるような環境づくりを進めています。また、子ども自身や保護者が悩みを抱えてしまい、社会的な支援を必要とするときには、それに迅速に気づき、適切に対応していくことができるよう体制を充実させていきます。

1. 子どもの豊かな心と生きる力を育むための支援

次の世代を担う子どもたちの育ちを支援するために、子どもの権利を守っていく必要があります。「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」や「児童憲章」の理念に基づき、子どもの視点にたった考え方を尊重していきます。

また、豊かな心の育成のため、学校・家庭・地域が連携・協力し子どもの心を育てていくという視点に立ち、大人と子どもがともに活動する場や機会を設定するなど、地域と一体となって、子どもの健やかな「育ち」を支援する環境づくりを進めています。

(1) 子どもの権利に関する啓発

子どもの健全な成長が促されるよう、人権が尊重される環境の整備・充実に努めます。

取組内容	説明
人権尊重のまちづくりの推進	子どもの人権、障がいのある人の人権など様々な人権問題の解決を目指し、人権教育・啓発を地域全体で総合的に推進します。
人権教育の推進	子どもの人権意識の高揚を図るため、人権教育を推進します。

(2) 子どもの主体的な活動の推進

学ぶことに興味を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、主体性を持って自らの意思で参加できるような活動機会を提供します。

取組内容	説明
世代間交流の推進	様々なイベントを通じて、より多くの地域住民と子どもとの参加や交流機会の拡大を図ります。
福祉活動への参加促進	福祉関係団体の協力を得て、福祉講座やボランティア講座などを開催し、子どもたちへの福祉活動への参加のきっかけづくりを行います。また、地域の福祉イベントへの子どもたちの参加を促進します。
スポーツ活動の促進	各種スポーツ教室などを通じて、地域の子どものためにスポーツの楽しさを実感できるような機会を充実させていきます。
体験活動の充実	子どもの心の豊かさの育成を図るため、自然体験活動や文化芸術活動の機会を提供し、異年齢間の社会的交流や子どもの体験活動を促進します。

取組内容	説明
青少年センターの充実	青少年指導員協議会と連携の強化を図り、青少年に充実した活動の機会を提供できるように運営内容の充実を図ります。

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォンや SNS（ソーシャルネットワークシステム）等の普及などで、子どもを取り巻く環境は常に変化し、子どもが巻き込まれる事件・事故が多発しています。

時代の流れに対応した有害環境の是正に向けた対策を関係機関・団体と連携し推進していきます。

取組内容	説明
関係機関・関係業界に対する被害防止のための配慮の働きかけ	市内関係機関・企業・商店などに対して、性や暴力に関する過激な情報を内容とするものの販売や、有害情報の提供に対し、自主的な措置を働きかけていきます。
インターネット接続による有害サイトの危険性等についての啓発	携帯電話等でインターネットの有害サイトへ接続し、トラブルに巻き込まれる危険を防止するため、犯罪被害の実態や防止策について啓発を行っています。

2. 子どもの教育環境の整備

子どもが豊かなこころを持ち、豊かな経験を積み、のびのびと健やかに育っていくための環境づくりを進めていきます。

また、保護者が安心して通わせることのできる園・学校の整備・充実に努めます。

(1) 学力の向上の推進

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、確かな学力の向上を推進します。

取組内容	説明
学校・地域パートナーシップ事業	学校ボランティアが支援することで、子ども一人ひとりと向き合いきめ細やかな指導ができ、学校ボランティアの活力を学校の教育活動に生かしながら教育そのものの活性化を推進します。
情報教育の推進	パソコンなどを媒体とした情報教育を展開していきます。また、学校における情報教育施設の充実を図ります。
教育情報の交流とネットワーク	市内各小学校・中学校における教育情報の交換を密に行うとともに、近隣の大学と、教育課題に対して連携した取り組みを推進します。
豊かな人間性を育む読書能力の養成	幅広く多様な本を読んだり活用したりすることによって豊かな情操や心情を育てるとともに学ぶ楽しさを体験させるよう努め、読書能力の養成を図ります。

(2) 安心・安全な教育・保育施設づくり

地域に開かれた幼稚園・保育所・認定こども園、家庭や地域から信頼される学校づくりを進めます。また、防犯や応急処置などの訓練を行う防犯・防災教室を積極的に実施します。

取組内容	説明
開かれた幼稚園・保育所・認定こども園づくりの推進	各施設の行事において子どもと地域住民の交流の拡大について、地域住民と施設職員との座談会の実施を促進するなど、地域に開かれた施設づくりを目指す取り組みを推進します。
信頼される学校づくりの支援	学校運営協議会制度や学校評議員制度、外部評価制度を積極的に活用し、家庭や地域の声を学校運営や教育活動（部活動含む）へ生かす取り組みの支援を図るとともに、学校の情報を家庭や地域に積極的に発信し、信頼される学校づくりに努めます。
教育・保育施設における防犯・防災教室の開催推進	施設管理下での事件・事故が大きな問題となっている状況をふまえ、防犯・防災や救急措置等の訓練などを実施する防犯・防災教室を開催し、子どもの自助力意識を高める教育を推進します。

(3) 教育・保育の連携及び指導者の資質の向上

保育所・幼稚園・認定こども園と小学校が積極的な情報交換や子どもの育ちにかかわって、ともに研修するなど連携を深めていきます。また、教育・保育の指導者の研究活動や指導力向上を図ります。

取組内容	説明
保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携強化	就学前教育（保育）から小学校へ円滑に移行できるよう、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携を強化する体制づくりを行い、情報交換や課題検討などを進めます。
研修事業の実施	就学前教育（保育）施設の職員の資質向上のため、学習指導・生徒指導・保育指導などについて研修の企画に努めます。

3. 虐待・いじめなどへの対策・対応の強化

全国的に児童虐待の件数が年々増加しており、重篤な事件も発生しています。本市でも、児童虐待に関する通報対応件数は増加傾向にある中、関係機関との連携を充実し、早期発見・早期対応を行うことで重篤化を防止します。また、いじめ・虐待を受けた子どもの精神的後遺症は非常に大きいため、相談体制の充実や防止対策の強化を行い、子どもへの適切なケアに努めます。

(1) 児童虐待防止の推進

子どもの健やかな育ちを守るため、家庭、地域、関係機関との連携により全市をあげて子どもの虐待の未然防止に取り組んでいきます。

取組内容	説明
児童虐待防止の啓発	児童虐待の早期発見や通告への協力を市民の方に呼びかけるため、広報紙・ホームページへの掲載や街頭での周知を通じて、児童虐待防止についての意識の啓発を行います。
児童虐待防止ネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会において、児童虐待防止の総合的な取組を推進するため、関係機関や地域とのネットワークを構築し、関係機関との適切な連携と支援体制の整備を進めていきます。
児童虐待についての相談受付から支援体制の充実	児童虐待の早期対応のため、受理後、組織的に支援方針を検討し対応していきます。

(2) いじめ・不登校・ひきこもりへの支援

いじめなどの深刻な悩みを抱え、親や友人、学校の先生などにも相談できない子どもが少なくないことから、子ども自身の悩みに対応する相談体制の充実を図ります。

取組内容	説明
子どもの悩み相談体制の充実	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや家庭児童相談員を配置し、学校や家庭における子どもに関する様々な悩みの相談を受け付けます。また、必要に応じた情報提供及び関係機関との連携を行います。
子ども・若者支援相談事業	概ね 15 歳から 39 歳までのニート・ひきこもりの若者とその家族の相談を受け付け、少しでも社会参加できるように寄り添い支援します。
適応指導教室(すみれ教室)の充実	学校に行くことができなくなったり、行きにくくなっている子どもたちが気軽に過ごせる場を提供するとともに、それぞれの子どもにあわせた相談指導や学習活動・生活体験活動を充実させます。
ハートフレンド制度の充実	不登校状態が続いたり、家に引きこもりがちな子どもがいる家庭を大学生が訪問し、話し相手になり、不安や悩みの解消に努めます。
子どものいじめ防止対策	様々な教育活動を通じて、いじめ防止に向けた取り組みを展開していきます。また、独自のアンケートを実施するなど、早期発見・早期対応に努めるとともに、児童生徒に対する心の健康づくりを推進します。

第5章 子ども・子育て支援の体制整備

第1節 提供区域

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

「提供区域」とは、教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、香芝市内の地域特性（人口や施設の分布、保護者や児童の生活圏など）に応じて過不足無く提供できるよう、一定の区域を設定するもので、需要と供給のバランスがとれているかを判断する単位となるものです。

本市では、事業の種別及び児童の認定区分ごとに、以下のように提供区域を設定しています。

図表 5-1 事業ごとの提供区域

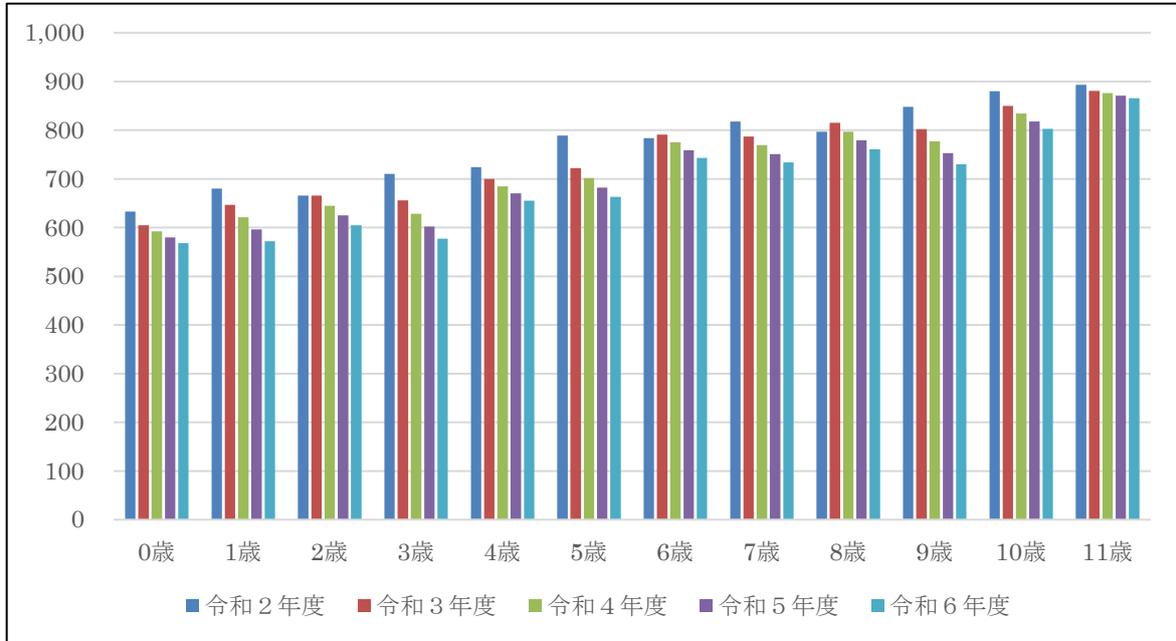
事業		提供区域
特定教育・ 保育事業	1号認定(教育のみ)	全市で一つの区域 ただし、公立幼稚園については 中学校区で園区を設定する。
	2号認定・3号認定(保育)	全市で一つの区域
地域子ども・ 子育て支援 事業	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業) ⑦子育て短期支援事業 ⑧ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) ⑨一時預かり事業 ⑩延長保育事業 ⑪病児保育事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市で一つの区域
	⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校区単位

第2節 児童人口の推計

計画期間（令和2年度～令和6年度）各年度における年齢別推計児童数を下記に示します。

図表 5-2 推計児童数（0～11歳）

（単位：人）



第3節 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

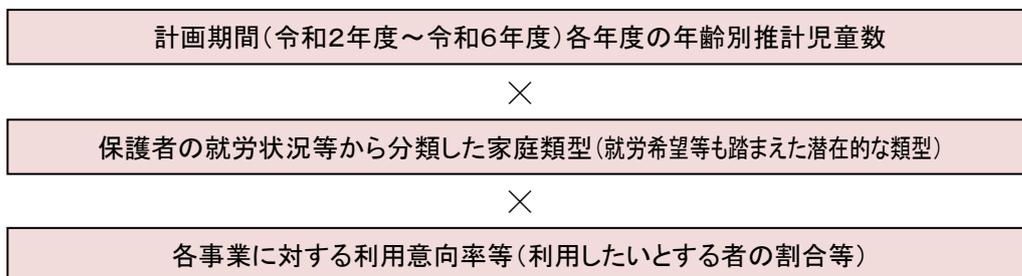
子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分を設定しています。教育・保育の量の見込みは、これらの認定区分別、年齢別に推計を行いました。

図表 5-3 認定区分

区分	年齢	概要	施設の利用
1号認定	3歳～5歳	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での「教育」を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定	0歳～2歳	子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等 (地域型保育事業)

「子ども・子育て支援のニーズに関するアンケート調査」の結果から、全国共通で教育・保育等のニーズ（量の見込み）を算出するため、国が作成した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に従い、アンケート調査で把握した保護者の就労状況等から「家庭類型」の分類を行った上で、各事業について利用したいとする者の割合等を算出し、将来児童数や各事業の利用実績等を踏まえた上で、計画期間各年度の量の見込みとしました。

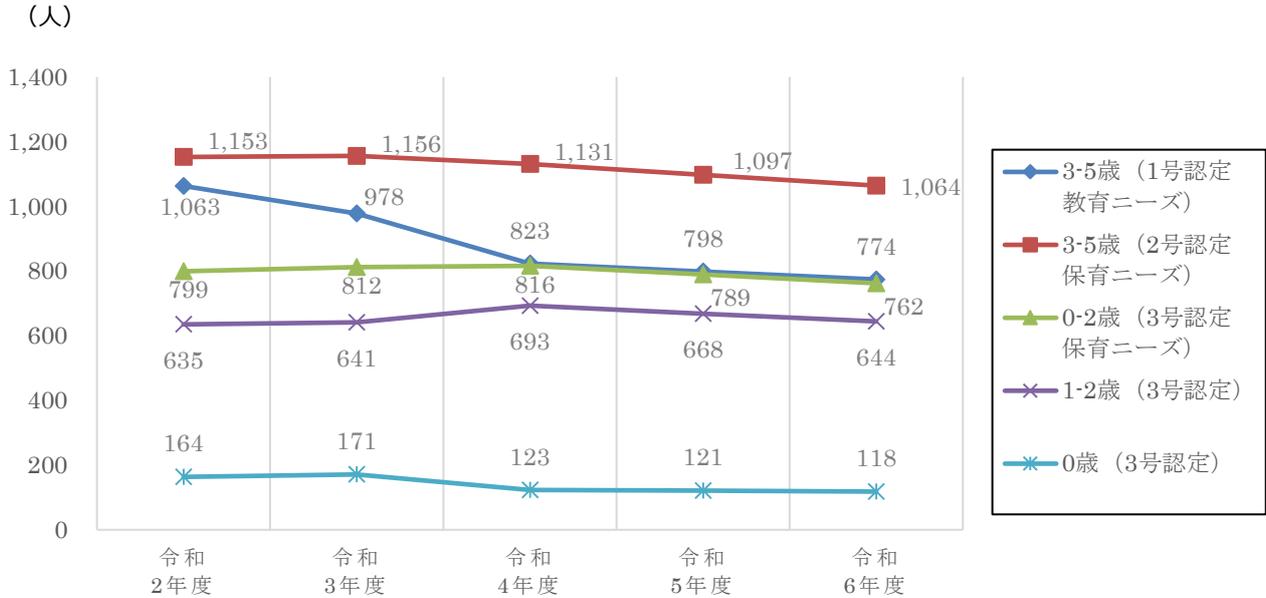
図表 5-4 量の見込みの算出手順



幼児期の教育・保育に係る確保の内容は、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定します。

計画期間（令和2年度～令和6年度）各年度における量の見込みと確保の内容を次に示します。

図表 5-5 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込み（令和2年度～令和6年度）



※ 中間見直しにあたりまして、令和2年度および令和3年度については実績値に基づいた数値、令和4年度以降については、見直し後の量の見込みに基づいた数値にてグラフにしております。

令和4年度以降については、いずれの項目についても概ね緩やかな減少傾向と見込んでいます。

図表 5-6 幼児期の教育・保育に係る確保の内容（令和2年度・令和3年度）

（単位：人）

【香芝市全体】			令和2年度					令和3年度				
			1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 幼稚園希望	2号 3-5歳 保育必要	3号 0歳 保育必要	3号 1-2歳 保育必要	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 幼稚園希望	2号 3-5歳 保育必要	3号 0歳 保育必要	3号 1-2歳 保育必要
①量の見込み	自市の子ども		1,157	1,041		742		1,144	1,029		756	
	他市町の子ども		155	0	51	31	63	155	0	51	31	63
	計		1,312	0	1,092	123	713	1,299	0	1,080	121	729
②確保方策	特定教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園）	市内施設	1,227		1,022	90	600	1,227		1,022	90	600
		他市町の子	35		51	31	63	35		51	31	63
		市外施設	50		68	46	94	50		68	46	94
	特定地域型保育事業	市内施設				9	38				9	38
		他市町の子				0	0				0	0
		市外施設				0	0				0	0
	幼稚園＋預かり保育	市内施設	161					159				
		他市町の子	0					0				
		市外施設	0					0				
	企業主導型保育施設	市内施設			2	2	5			2	2	5
		他市町の子			0	0	0			0	0	0
		市外施設			0	0	0			0	0	0
その他（確認を受けない幼稚園、認可外保育施設）	市内施設	80		10	0	10	80		10	0	10	
	他市町の子	120		0	0	0	120		0	0	0	
	市外施設	200		0	0	0	200		0	0	0	
計			1,873		1,153	178	810	1,871		1,153	178	810
差②－①			561		61	55	97	572		73	57	81

図表 5-7 幼児期の教育・保育に係る確保の内容（令和4年度・令和5年度）

（単位：人）

【香芝市全体】			中間年の見直し後									
			令和4年度					令和5年度				
			1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 幼稚園希望	2号 3-5歳 保育必要	3号 0歳 保育必要	3号 1-2歳 保育必要	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 幼稚園希望	2号 3-5歳 保育必要	3号 0歳 保育必要	3号 1-2歳 保育必要
①量の見込み	自市の子ども		823	1,131		816		798	1,097		789	
	他市町の子ども		157	0	84	25	50	145	0	88	33	43
	計		980	1,215	148	743	943	1,185	154	711		
②確保方策	特定教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園）	市内施設	自市の子	1,082	1,067	96	613	1,082	1,067	96	613	
			他市町の子	35	51	31	63	35	51	31	63	
		市外施設		50	68	46	94	50	68	46	94	
	特定地域型保育事業	市内施設	自市の子			9	38			9	38	
			他市町の子			0	0			0	0	
		市外施設				0	0			0	0	
	幼稚園＋預かり保育	市内施設	自市の子	152				150				
			他市町の子	0				0				
		市外施設		0				0				
	企業主導型保育施設	市内施設	自市の子		2	2	5		2	2	5	
			他市町の子		0	0	0		0	0	0	
		市外施設			0	0	0		0	0	0	
その他（確認を受けない幼稚園、認可外保育施設）	市内施設	自市の子	80	10	0	10	80	10	0	10		
		他市町の子	120	0	0	0	120	0	0	0		
	市外施設		200	0	0	0	200	0	0	0		
計			1,719	1,198	184	823	1,717	1,198	184	823		
差②-①			739	-17	36	80	774	13	30	112		

図表 5-8 幼児期の教育・保育に係る確保の内容（令和6年度）

（単位：人）

【香芝市全体】			中間年の見直し後				
			令和6年度				
			1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 幼稚園希望	2号 3-5歳 保育必要	3号 0歳 保育必要	3号 1-2歳 保育必要
①量の見込み	自市の子ども		774	1,064		762	
	他市町の子ども		140	0	90	40	
	計		914	1,154	156	684	
②確保方策	特定教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園）	市内施設	自市の子	1,082	1,067	96	613
			他市町の子	35	51	31	63
		市外施設		50	68	46	94
	特定地域型保育事業	市内施設	自市の子			9	38
			他市町の子			0	0
		市外施設				0	0
	幼稚園＋預かり保育	市内施設	自市の子	151			
			他市町の子	0			
		市外施設		0			
	企業主導型保育施設	市内施設	自市の子		2	2	5
			他市町の子		0	0	0
		市外施設			0	0	0
その他（確認を受けない幼稚園、認可外保育施設）	市内施設	自市の子	80	10	0	10	
		他市町の子	120	0	0	0	
	市外施設		200	0	0	0	
計			1,718	1,198	184	823	
差②-①			804	44	28	139	



第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

子ども・子育て支援法第59条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同条第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

国が作成した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、下表の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出しました。

図表 5-9 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業として実施するもの	概要
①利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
③妊婦健康診査事業	妊婦や胎児の健康の保持増進を図り、安心して出産できるよう、妊婦健康診査の費用を助成する事業です。
④乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。
⑦子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
⑧ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
⑨一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
⑩延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
⑪病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。
⑫放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

図表に示した地域子ども・子育て支援事業について、「手引き」に基づき算出した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

幼児期の教育・保育の事業と同様に、確保の状況が量の見込みよりも不足する場合は、整備の内容及び実施時期を設定します。

なお、香芝市において、図表 5-9 に示す事業のうち、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、実施予定はありません。

1. 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦に対して、市民の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連携調整を行います。

< 3つの事業類型 >

【基本型】（平成 31 年 4 月より事業開始）

育児コーディネーターが、子育て家庭や妊産婦に対して、教育・保育・保健その他の子育て支援等を円滑に利用できるよう、包括的な情報提供及び相談支援を行います。

【母子保健型】

母子コーディネーターが、子育て家庭や妊産婦に対して、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みについて、情報提供及び相談支援を行います。

【特定型】（令和 2 年度以降に実施予定）

保育コンシェルジュ（仮称）が、子育て家庭に対して、家庭環境に応じた保育施設の情報提供及び利用に向けての相談支援を行います。

【実施状況】

（単位：件）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子コーディネーターの妊婦支援プラン提供数				545	771

※平成 29 年 8 月から事業開始

【量の見込みと確保方策】

（単位：力所）

【香芝市全体】		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み		3	3	3	3	3
②確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1
	計	3	3	3	3	3
差②－①		0	0	0	0	0

2. 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報の提供・助言その他の援助を行う事業です。

【実施状況】

香芝市では、市内4か所で実施しています。

(単位：人日)

実施場所	実施内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育て交流センター “おうちのこうえん”	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で自由に遊べるつどいの場の提供 ・子育て相談 ・親子行事 ・子育てに関する情報提供 	11,431	8,842	7,750
マミつどいの広場		9,098	8,391	8,424
旭ヶ丘子育て支援センター		9,615	10,383	10,713
あけぼの・幼保学院 「ゆめふうせん」		9,130	3,978	3,322
計		39,274	31,594	30,209

【量の見込みと確保方策】

【香芝市全体】		令和2年度	令和3年度	中間年の見直し後		
				令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)		28,500	28,500	18,500	22,000	25,500
②確保方策 (力所)	地域子育て支援拠点事業	4	4	4	4	4
	その他	0	0	0	0	0
	計	4	4	4	4	4

※量の見込みについては、国の示す算出方法によると、ニーズが過大に算出され、利用実態と乖離するものと考えことから、過去の実績値をもとに算出しています。



3. 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦や胎児の健康の保持増進を図り、安心して出産できるよう、妊婦健康診査の費用を助成する事業です。

【実施状況】

香芝市では、14回分の妊婦健康診査費用の助成を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦健診助成対象者数(妊娠届出数)	857	841	760	804	771
のべ助成件数(件)	9,867	9,283	8,559	8,766	8,652

【量の見込みと確保方策】

これまでの実績を勘案し、量の見込みを算定します。

- ・助成対象者 1 人あたりの平均受診回数（過去 3 年） = 11.2 回
- ・0 歳児の人数に対する妊婦健診助成対象者の比（過去 3 年） = 1.1
- ・0 歳児人口（推計） （単位：人）

【香芝市全体】	令和 2 年度	令和 3 年度	中間年の見直し後		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児人口	707	696	592	580	568

- ・見込み人数 = 計画期間各年度の 0 歳児人口 × 1.1
- ・見込み件数 = 見込み人数 × 11.2

【香芝市全体】		令和 2 年度	令和 3 年度	中間年の見直し後		
				令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量 の 見 込 み	対象者数(人)	778	766	651	638	625
	延べ件数(件)	8,632	8,498	7,291	7,146	7,000
② 確 保 方 策	実施場所	産科または、婦人科の医療機関及び助産所				
	実施体制	奈良県内の協力医療機関受診・・・助成券 協力医療機関以外受診・・・償還払い				
	検査項目	妊婦健康診査にかかる検査項目				
	実施時期	随時				

4. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【実施状況】

香芝市では、「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象家庭数 (世帯)	759	755	736	707	681
訪問件数(件)	728	742	702	702	657
訪問率(%)	96	98	95	99	96
訪問実績 (児童数)	734	754	702	711	671

【量の見込みと確保方策】

- ・0歳児人口（推計）

(単位：人)

【香芝市全体】	令和 2 年度	令和 3 年度	中間年の見直し後		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0歳児人口	707	696	592	580	568

- ・見込み人数＝計画期間各年度の0歳児人口

【香芝市全体】	令和 2 年度	令和 3 年度	中間年の見直し後		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み(人)	707	696	592	580	568
②確保方策	実施体制	助産師:8人程度			
	実施機関	児童福祉課			

5. 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実施状況】

出産後間もない時期や、家庭の状況など様々な要因で子どもの養育が困難になっている家庭を訪問し、助産師が育児・栄養指導を行っています。

(単位：件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問家庭数	48	41	20	30	33
育児支援に関する訪問件数	48	41	20	30	36

【量の見込みと確保方策】

【香芝市全体】		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み(人)		36	36	36	36	36
②確保方策	実施体制	ケースに応じて助産師・看護師・保育士が訪問				
	実施機関	児童福祉課				

※量の見込みについては、過去の実績値をもとに算出しています。



6. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

【事業概要】

香芝市要保護児童対策地域協議会（香芝市虐待等防止ネットワーク内）において、児童虐待防止の総合的な取組を推進するため、地域を中心とした様々な関係機関とのネットワークを構築し、支援体制の整備を進めていく事業です。

なお、専門性を要する場合には、こども家庭相談センター等と連携を強化し、情報の共有を図っていきます。

種別	取組内容
①代表者会議	構成機関の代表が集まり、要保護児童対策地域協議会の現状や各機関の役割について共有し、より効果的な市の支援体制について協議します。
②実務者会議	要保護児童対策地域協議会の構成機関のうち、支援を把握している実務者により、管理している全ての児童のケースについて、そのリスク管理を協議します。
③個別ケース検討会議	ケースの支援に直接かかわっている担当により、その具体的な支援について協議します。

【実施状況】

	種別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	代表者会議	1	1	1	1	1
	実務者会議	6	6	6	9	9
	個別ケース検討会議	10	19	12	17	17
虐待通報対応件数		86	89	91	114	163

7. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【実施状況】

香芝市では、乳児院2施設（生駒市「いこま乳児院」、斑鳩町「いかるが乳児院」）、児童養護施設4施設（生駒市「愛染寮」、桜井市「飛鳥学院」、斑鳩町「いかるが園」、五條市「嚶鳴学院」と契約し、支援を行っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数(人)	2	2	3	0	0
のべ日数(人日)	50	35	8	0	0
実施箇所(箇所)	1	2	2	0	0

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

【香芝市全体】	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み (のべ日数)	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
差②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績値をもとに算出しています。



8. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

小学生以下を対象とする子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

「香芝市ファミリー・サポート・センター」という名称の会員組織で、保育施設や学童保育所の保育時間終了後の児童の預かりや、保育施設までの送迎などの支援に取り組んでいます。

平日（月～金）の日中（午前8時～午後6時）の利用にあたっては、1時間あたり600円の利用料金が必要です。

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会員数 (人)	おねがい会員 (利用会員)	469	495	521	553	328
	まかせて会員 (サポート会員)	198	157	209	218	94
	両方会員	17	12	12	13	13
活動件数 (件)		127	120	124	118	123

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

【香芝市全体】	令和 2 年度	令和 3 年度	中間年の見直し後		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	89	89	40	40	40
②確保方策	89	89	40	40	40
差②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みと確保方策については、小学生を対象とした活動件数を過去の実績値をもとに算出しています。
 なお、未就園児を対象とした量の見込みと確保方策については9. 一時預かり事業【幼稚園型以外】の子育て援助活動支援事業に計上しております。

9. 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所・幼稚園・認定こども園・その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【実施状況】

(単位：人日)

年間のべ利用者数	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園の一時預かり	22,107	17,694	27,199	68,622	65,875
保育所の一時預かり	11,003	8,783	6,693	5,644	4,657

【量の見込みと確保方策】

一時預かり事業 [幼稚園型]

(単位：人日)

【香芝市全体】	令和 2 年度	令和 3 年度	中間年の見直し後		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	55,542	55,360	78,200	78,200	78,200
1号による利用	55,542	55,360	78,200	78,200	78,200
2号による利用	0	0	0	0	0
②確保方策	55,542	55,360	78,200	78,200	78,200
一時預かり事業 (幼稚園型)	55,542	55,360	78,200	78,200	78,200
上記以外(私学助成 による預かり保育、 幼稚園における長時 間預かり保育 運営費新事業による 3～5歳児の受入等)	0	0	0	0	0
差②-①	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績をもとに算出しています。

一時預かり事業 [幼稚園型以外]

(単位：人日)

【香芝市全体】	令和 2 年度	令和 3 年度	中間年の見直し後		
			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	4,326	4,478	6,600	6,600	6,600
②確保方策	4,326	4,478	6,600	6,600	6,600
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	4,293	4,445	6,400	6,400	6,400
子育て援助活動支援 事業(病児・緊急対応 強化事業を除く)	33	33	200	200	200
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
差②-①	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績をもとに算出しています。

10. 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等において保育を実施する事業です。

【実施状況】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	705	708	759	772

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

【香芝市全体】	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	770	770	762	757	757
②確保方策	780	780	780	780	780
差②－①	10	10	18	23	23

※量の見込みについては、過去の実績をもとに、伸び率を加味して算出しています。



11. 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【実施状況】

香芝市では、かわしま内科・外科・こどもクリニック併設病児保育室ぽっぽで病児対応型、せいか保育園で病後児対応型を実施し、ハルナ保育園、せいか幼稚園、旭ヶ丘せいか保育園、ふたかみの森せいか子ども園で体調不良児対応型を実施しています。(なお、かわしま内科・外科・こどもクリニック併設病児保育室ぽっぽ、ふたかみの森せいか子ども園については平成31年4月から実施しています。)

(単位：人日)

年間利用者数		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間のべ利用者数	せいか保育園 (病後児対応型)	152	161	210	263	257
	ハルナ保育園 (体調不良児型)	56	82	68	39	195
	旭ヶ丘せいか保育園 (体調不良児型)		324	231	250	279
	せいか幼稚園 (体調不良児型)					291
計		208	567	509	552	1,022

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

【香芝市全体】	令和2年度	令和3年度	中間年の見直し後		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,095	1,094	1,900	1,900	1,900
②確保方策	1,095	1,095	1,900	1,900	1,900
病児保育事業	1,095	1,095	1,900	1,900	1,900
病児・病後児対応型	249	249	1,200	1,200	1,200
体調不良児対応型	846	846	700	700	700
非施設型(訪問型)	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応)	0	0	0	0	0
差②-①	0	1	0	0	0

※量の見込みについては、過去の実績をもとに算出しています。

12. 放課後児童クラブ（学童保育所）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。香芝市では、市内公立 11 ヶ所、私立 3 ヶ所の放課後児童クラブ（学童保育所）があります。公立学童保育所の実施状況は以下のとおりです。

【実施状況】

（単位：人）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
確保 人数	下田学童保育所	75	92	104	104	106
	五位堂学童保育所	59	85	102	106	112
	二上学童保育所	65	86	119	133	136
	関屋学童保育所	51	72	89	82	85
	三和学童保育所	64	65	63	83	91
	志都美学童保育所	50	63	64	74	76
	鎌田学童保育所	35	49	58	57	57
	真美ヶ丘東学童保育所	74	101	114	125	129
	真美ヶ丘西学童保育所	51	59	81	86	93
	旭ヶ丘第1学童保育所	70	84	102	101	95
	旭ヶ丘第2学童保育所	72	82	85	72	77
	計	666	838	981	1,023	1,057

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

【香芝市全体】	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,077	1,094	1,124	1,153	1,129
1 年生	286	294	308	312	264
2 年生	271	280	288	301	305
3 年生	252	252	260	267	280
4 年生	144	144	144	149	153
5 年生	87	87	87	87	90
6 年生	37	37	37	37	37
②確保方策	1,077	1,094	1,124	1,153	1,129
差②－①	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、2号認定児童数をもとに、就業率の向上を加味して算出しています。

●学童保育所別確保方策

(単位：人)

学童保育所		年度				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保人数	下田学童保育所	144	163	166	179	176
	五位堂学童保育所	124	128	133	134	131
	二上学童保育所	140	160	153	158	142
	関屋学童保育所	82	88	96	93	91
	三和学童保育所	101	114	121	129	123
	志都美学童保育所	78	71	68	64	61
	鎌田学童保育所	53	53	52	51	51
	真美ヶ丘東学童保育所	109	92	96	99	102
	真美ヶ丘西学童保育所	96	90	103	115	121
	旭ヶ丘学童保育所(※)	150	135	136	131	131
計		1,077	1,094	1,124	1,153	1,129

※旭ヶ丘学童保育所については、第1学童保育所・第2学童保育所があり、二カ所を合算しています。



13. 実費徴収に伴う補足給付事業（補足給付）

【事業概要】

低所得世帯等を対象として、特定子ども・子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費に要する費用を給付します。（令和元年10月より実施）

対象は、私学助成園に通う下記のいずれかに該当する児童で、月額4,500円を上限に、1食あたりの副食費相当額に給食日数をかけた金額を助成します。

1. 市町村民税所得割合算額が77,100円以下(年収360万円未満相当)の世帯に属する
2. 所得にかかわらず、第3子以降(兄弟は小学校3年生まで)

なお、本事業は目標値を設定するものではなく、申請に基づき適切に給付を行うことから、量の見込み及び確保方策は設定しません。

第6章 計画の推進体制と進行管理

「香芝市子ども・子育て会議」は「子ども・子育て支援法」第77条第1項に基づき、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成され、子ども・子育て支援事業計画の内容や施策の推進等に関して審議する機関です。

計画を着実に推進するため、今後「香芝市子ども・子育て会議」において計画の達成状況の点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

また、特定教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の需給状況について、計画と実績が大きくかい離した場合には、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて事業計画の見直しを行います。



第7章 資料編

第1節 計画の策定経過

開催回	開催年月日	議 題
第1回	平成30年8月10日	○ 「第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査項目について
第2回	平成31年2月26日	○ 「第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査結果について ○ 公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針（案）について
第3回	令和元年10月25日	○ 「第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画」における子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
第4回	令和2年1月9日	○ 「第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について
第5回	令和2年2月25日	○ パブリックコメントの結果について ○ 「第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画（最終案）」について

第2節 香芝市子ども・子育て会議委員名簿

	名 前	役 職 名
会 長	加藤 達雄	まちづくりパートナー 常盤会学園大学教授
副会長	横山 朋子	畿央大学講師
委 員	乾 佳子	公募
委 員	奥 裕子	香芝市民間幼・保連盟 ハルナ幼稚園 園長
委 員	楠瀬 八生	地域子育て支援拠点事業 学校法人楠公学園 理事長
委 員	赤土 晃子	子育てサークル ひだまり代表
委 員	出川 裕崇	香芝市民間幼・保連盟 学校法人誠華学園 理事長
委 員	中島 敦子	香芝市民間幼・保連盟 保護者会代表
委 員	福井 笑子	香芝市民間幼・保連盟 関屋こども園 園長
委 員	和田 啓仁	香芝市PTA協議会会長

(50音順・敬称略)

第2期香芝市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

香芝市

編集 香芝市 福祉健康部 児童福祉課

〒639-0251

奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

TEL. 0745-79-7522

FAX. 0745-79-7532
